

第4次登米市行財政改革実施計画 令和4年度の実施状況



令和5年8月
まちづくり推進部

第4次行財政改革 令和4年度実施状況総括表

第4次登米市行財政改革実施計画は、令和2年12月に策定した第4次登米市行財政改革大綱（令和3年度から令和7年度）に基づき、大綱に定めた内容を着実に推進するための具体的なプログラムを示したものです。
このうち、令和4年度目標に対する取り組み状況は次のとおりです。

項目区分	プログラム数	取組項目数(7)	評価				達成率 (イ+ウ)/(7)	備考
			S (イ)	A (ウ)	B	C		
(1) 持続可能な財政運営の推進	31	31	6	7	18	0	41.9%	
①財政健全化の推進	9	9	1	5	3	0	66.7%	
財政規律の確立と持続可能な財政運営	2	2		2			100.0%	
市単独事業の適正化	3	3	1		2		33.3%	
公営企業等の経営の健全化	4	4		3	1		75.0%	
②行政サービスの負担水準の適正化	7	7	0	0	7	0	0.0%	
公共施設の施設使用料等の適正化	1	1			1		0.0%	
行政サービスの維持に係る負担の適正化	6	6			6		0.0%	
③公共インフラの適正な管理	4	4	1	2	1	0	75.0%	
公共施設管理の適正化	2	2		1	1		50.0%	
社会インフラ管理の適正化	2	2	1	1			100.0%	
④税収・税外収入の確保	11	11	4	0	7	0	36.4%	
財源の創出	7	7	4		3		57.1%	
市保有財産の売却等	1	1			1		0.0%	
債権確保策の強化	3	3			3		0.0%	
(2) 行政運営の効率化	13	13	3	4	6	0	53.8%	
①人口変動社会情勢に適切した行政組織の構築	5	5	1	3	1	0	80.0%	
行政組織の効率化と職員の育成	4	4		3	1		75.0%	
人件費等の適正化	1	1	1				100.0%	
②スマート行政の推進	3	3	1	1	1	0	66.7%	
ICTの導入による業務効率化の推進	2	2	1	1			100.0%	
マイナンバーカードの利用促進	1	1			1		0.0%	
③経費の節約、業務の効率化の推進	5	5	1	0	4	0	20.0%	
経費の節約等	5	5	1		4		20.0%	
(3) 協働、連携による取組の推進	13	12	1	6	5	0	58.3%	
①市民活動の支援によるまちづくりの推進	4	3	0	2	1	0	66.7%	
地域の担い手の育成、まちづくりの推進	1	1		1			100.0%	
市政への市民参加の推進	3	2		1	1		50.0%	
②公民連携の推進	5	5	1	2	2	0	60.0%	
民間委託と民営化の推進	4	4	1	2	1		75.0%	
多様な主体との連携強化	1	1			1		0.0%	
③自治体間連携の推進	4	4	0	2	2	0	50.0%	
近隣自治体とのICT利用環境の共有化	2	2			2		0.0%	
近隣自治体との事務事業等の連携	2	2		2			100.0%	
合 計	57	56	10	17	29	0	48.2%	

評価については、担当課が目標に対する達成状況を自己評価したもので、評価内容は次のとおりです。

- S … 年度計画を超えた達成
- A … 年度計画どおりの達成
- B … 取り組んだが、年度計画未達成
- C … 実施できず（後年度へ延期を含む）

※達成率とは、取り組みに対する担当課の評価がS及びAの合計の割合を示しています。

第4次登米市行財政改革の効果額等

No.	項目区分	実行プログラム	頁	内訳	令和4年度の目標及び実績					第4次行財政改革期間（R3～R7）の実績累計				
					目標		実績			最終目標		実績累計		
					指標	金額(A)	指標	金額(B)	達成状況(B/A)	指標	金額(C)	指標	金額(D)	進捗状況(D/C)
1	(1)-①	市単独事業の見直し		事業の適正化	12事業	74,970千円	12事業	47,230千円	62.99%	12事業	1,143,021千円	12事業	86,203千円	7.54%
2	(1)-①	団体補助金・イベント補助金等の見直し		補助金の適正化	88事業	251,425千円	88事業	357,712千円	142.27%	88事業	1,589,001千円	88事業	748,950千円	47.13%
3	(1)-①	道路・橋梁の整備計画の見直し		整備計画の見直し	—	45,000千円	—	-279千円	0.00%	—	225,000千円	—	15,882千円	7.05%
4	(1)-②	検診料の見直し		検診料の適正化	—	18,773千円	—	0千円	0.00%	—	119,672千円	—	0千円	0.00%
5	(1)-②	し尿収集運搬処分手数料の見直し		適切な受益者負担	—	3,864千円	—	0千円	0.00%	—	14,335千円	—	0千円	0.00%
6	(1)-②	有機センターの利用負担の見直し		利用者負担の適正化	—	5,161千円	—	-5,606千円	0.00%	—	28,857千円	—	-1,728千円	0.00%
7	(1)-②	窓口手数料の見直し		財源の確保	—	781千円	—	0千円	0.00%	—	3,124千円	—	0千円	0.00%
8	(1)-②	放課後児童クラブの負担金の見直し		利用者負担の適正化	—	38,154千円	—	0千円	0.00%	—	145,242千円	—	0千円	0.00%
9	(1)-②	市民バス運賃の見直し		運賃収入増	—	33,267千円	—	-4,191千円	0.00%	—	136,508千円	—	-9,030千円	0.00%
10	(1)-③	公共工事の業務委託のコスト削減		コスト削減の推進	—	8,700千円	—	15,492千円	178.06%	—	45,100千円	—	28,857千円	63.98%
11	(1)-④	公共施設等を活用した広告掲載の推進		広告収入の確保	12台	676千円	7台	336千円	49.70%	60台	3,380千円	20台	960千円	28.40%
12	(1)-④	ふるさと応援寄附金等の推進		寄附額の増収	3,613件	95,339千円	20,495件	263,181千円	276.04%	22,105件	577,695千円	29,390件	664,713千円	115.06%
13	(1)-④	積立基金の運用による運用益の向上		運用益の向上	—	3,000千円	—	3,295千円	109.83%	—	20,000千円	—	5,681千円	28.40%
14	(1)-④	広報紙及びホームページへの広告掲載		広告収入の確保	—	1,771千円	—	1,919千円	108.35%	—	8,855千円	—	3,690千円	41.67%
15	(1)-④	市民バス広告掲載事業		広告収入の確保	7 枠掲載	420千円	9 枠掲載	460千円	109.52%	35 枠掲載	2,100千円	15 枠掲載	820千円	39.04%
16	(1)-④	企業誘致の推進		税収の確保	2 社誘致	18,265千円	1 社誘致	4,978千円	27.25%	4 社誘致	423,651千円	1 社誘致	6,677千円	1.57%
17	(1)-④	遊休財産の活用促進		売却等の収入確保	8 件売却	16,620千円	2 件売却	3,500千円	21.05%	19 件売却	36,522千円	5 件売却	15,103千円	41.35%
18	(1)-④	市税等の収納率向上		現年度分	98.40%	7,243千円	98.58%	27,868千円	※100.18%	98.55%	66,397千円	98.62%	64,188千円	※100.07%
				滞納繰越分	25.90%	980千円	20.33%	-36,266千円	※78.49%	26.05%	7,129千円	20.74%	-69,654千円	※79.62%
19	(1)-④	住宅使用料の収納率向上(市営)		現年度分	95.53%	334千円	94.69%	-779千円	※99.12%	95.62%	1,886千円	95.39%	245千円	※99.76%
				滞納繰越分	17.81%	20千円	10.30%	-2,536千円	※57.83%	17.84%	119千円	11.26%	-4,356千円	※63.12%
20	(1)-④	住宅使用料の収納率向上(定住)		現年度分	97.87%	120千円	97.19%	-353千円	※99.31%	97.93%	675千円	97.27%	-623千円	※99.33%
				滞納繰越分	15.21%	19千円	16.35%	110千円	※107.50%	15.24%	98千円	15.30%	57千円	※100.39%
21	(1)-④	学校給食費の収納率向上		現年度分	98.87%	713千円	98.06%	-1,611千円	※99.18%	98.90%	3,701千円	98.15%	-2,652千円	※99.24%
				滞納繰越分	15.04%	14千円	10.56%	-1,381千円	※70.21%	15.10%	98千円	10.89%	-2,164千円	※72.12%
22	(2)-①	職員人件費の削減		定員管理の適正化	—	130,000千円	—	540,000千円	415.38%	—	810,000千円	—	830,000千円	102.46%
23	(2)-③	公用車の購入経費・維持管理経費の削減		公用車の適正な更新	6 台	3,284千円	1 台	1,123千円	34.19%	14 台	15,144千円	4 台	2,827千円	18.66%
24	(2)-③	電気料金の削減		電気料金の削減	81施設	29,637千円	89施設	23,893千円	80.61%	81施設	148,185千円	210施設	57,933千円	39.09%
25	(2)-③	パソコン等低コスト調達		低コスト調達	150台	6,367千円	160台	-886千円	0.00%	600台	25,468千円	160台	-886千円	0.00%
26	(3)-②	衛生センターの包括的民間委託の推進		運営コストの削減	—	5,311千円	—	2,521千円	47.46%	—	21,244千円	—	5,042千円	23.73%
27	(3)-②	指定管理者制度の推進		指定管理者制度の導入	—	9,254千円	—	10,959千円	118.42%	—	46,270千円	—	18,868千円	40.77%
28	(3)-③	航空写真共同撮影による委託経費の削減		委託経費の削減	—	0千円	—	—	—	—	4,000千円	—	-3,198千円	0.00%
合計						809,482千円	—	1,250,689千円	154.50%		5,672,477千円		2,462,405千円	43.40%

・実績額及び実績累計がマイナスとなった場合の達成率及び進捗率は、0%として記載

・※目標収納率に対する実績収納率の達成状況を記載

実行プログラム目次

(1) 持続可能な財政運営の推進

① 財政の健全化の推進

・ 財政規律の確立と持続可能な財政運営

		頁
1. 財政健全化中期行動計画の推進	2. 地方債の償還期限の延長及び据置期間の短縮	5

・ 市単独事業の適正化

3. 市単独事業の見直し	4. 団体補助金・イベント補助金等の見直し	6
5. 道路・橋梁の整備計画の見直し		6

・ 公営企業等の経営健全化

6. 病院事業の経営健全化	7. 水道事業の経営健全化	7
8. 下水道事業の経営健全化	9. 第三セクターの経営健全化と自立の促進	8

② 行政サービスの負担水準の適正化

・ 公共施設の施設使用料等の適正化

10. 公共施設に係る施設使用料等の見直し		9
-----------------------	--	---

・ 行政サービスの維持に係る負担の適正化

11. 検診料の見直し		9
12. し尿収集運搬処分手数料の見直し	13. 有機センターの利用負担の見直し	10
14. 窓口証明手数料の見直し		10
15. 放課後児童クラブの負担金の見直し	16. 市民バス運賃の見直し	11

③ 公共インフラの適正な管理

・ 公共施設管理の適正化

17. 公共施設個別計画の推進		11
18. 公共施設マネジメントの確立		12

・ 社会インフラ管理の適正化

19. 公共工事の業務委託コストの縮減	20. 道路や橋梁の機能保全	12
---------------------	----------------	----

④ 税収・税外収入の確保

・ 財源の創出

21. 公共施設等を活用した広告掲載の推進	22. ふるさと応援寄附金等の推進	13
23. 積立基金の運用による運用益の向上		13
24. 広報紙及びホームページへの広告掲載の推進	25. パソコンへの電子広告の導入	14
26. 市民バス広告掲載事業		14
27. 企業誘致の推進		15

・ 市保有財産の売却等

28. 遊休財産の活用促進		15
---------------	--	----

・ 債権確保策の強化

29. 市税等の収納率向上		15
30. 住宅使用料の収納率向上	31. 学校給食費の収納率向上	16

(2) 行政運営の効率化

① 人口変動、社会情勢に適応した行政組織の構築

・ 行政組織の効率化と職員の育成

32. 時代に相応しい行政組織への見直し		17
33. 定員管理の適正化	34. 人材育成型人事評価システムの推進	17
35. 職員研修の充実		18

・ 人件費の適正化

36. 職員人件費の削減		18
--------------	--	----

② スマート行政の推進

・ ICTの導入による業務効率化の推進

37. RPAやAIなどの新しい技術の導入推進	38. ICTを活用した効率的な業務運営の推進	18
-------------------------	-------------------------	----

・ マイナンバーカードの利用促進

39. コンビニエンスストアでの証明書等の交付サービスの推進		19
--------------------------------	--	----

③ 経費の節約、業務効率化の推進

・ 経費の節約等

40. 公用車の購入経費・維持管理経費の削減	41. 電気料金の削減	20
42. 公共施設等のLED化の推進	43. パソコン等の超低コスト調達	20
44. 各種委員会等の委員数等の見直し		21

(3) 協働、連携による取組の推進

① 市民活動の支援によるまちづくりの推進

・ 地域の担い手の育成、まちづくりの推進

45. コミュニティ組織の育成と地域づくりの推進		21
--------------------------	--	----

・ 市政への市民参加の推進

46. 市政情報の発信強化	47. 広聴活動の充実	22
48. まちづくり市民意向調査（満足度）の実施		22

②公民連携の推進

・民間委託と民営化の推進

49. 保育所・幼稚園の民営化の検討	50. 放課後児童クラブの民営化の検討	23
51. 衛生センターの包括的民間委託の推進	52. 指定管理者制度の推進等	23

・多様な主体との連携強化

53. 地域プラットフォームの活用		24
-------------------	--	----

③自治体間連携の推進

・近隣自治体とのICT利用環境の共有化

54. 電子申請サービスの推進	55. 自治体クラウドの導入やICT機器等の共同調達の実施	25
-----------------	-------------------------------	----

・近隣自治体との事務事業等の連携

56. 市町村の消防の広域化（高機能消防指令センターの共同運用）		25
57. 航空写真共同撮影による委託経費の削減		26

(1) 持続可能な財政運営の推進

①財政健全化の推進

・財政規律の確立と持続可能な財政運営

実行プログラム	取組概要	年度別スケジュール					達成指標	所管部局								
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7										
1 財政健全化中期行動計画の推進	<p>財政危機を未然に防止する観点から、国の早期健全化基準や財政再生基準に加え、市独自の財政規律を導入し、5年後の目標値達成に向けた健全な財政運営を計画的に推進する。</p> <p>・財政規模の上限設定 ・財政調整基金年度末残高の下限設定 ・地方債発行額の上限設定 ・将来負担比率の上限設定 ・繰出金の上限設定</p> <p>※行動計画期間中、市行政改革推進本部等において検証や進行管理を行う仕組みを構築し、目標達成に向けてフォローアップを行う。なお、財政調整基金年度末残高の下限及び将来負担比率の上限の基準を超えることが見込まれる場合には、緊急的な財政アピールを発出し、市民をはじめ関係者間で状況の共有を図るとともに、追加的な対策を講じるものとします。</p>	<p style="color: #e91e63;">財政健全化基本指針及び長期財政計画の推進</p> <p style="color: #e91e63;">→</p>					<p>財政規律の確立と持続可能な財政運営 財政調整基金残高25億円の堅持 令和5年度の目標値 ・財政規模は419億円程度を上限設定 ・財政調整基金年度末残高は25億円程度を下限設定 ・地方債発行額は40億円程度を上限設定 ・将来負担比率は100%を上限設定 ・繰出金は繰出基準内を上限設定 ※関係部署要協議</p>	総務部財政経営課								
		<p style="color: #e91e63;">財政健全化中期行動計画の推進</p> <p style="color: #e91e63;">→</p>							<p>財政健全化中期行動計画の進行管理 ・行動計画調書及び効果額目標等の更新等 ・財政健全化基本指針と長期財政計画の進行管理</p>	<p>財政健全化中期行動計画の進行管理 ・行動計画調書及び効果額目標等の更新等 ・財政健全化基本指針と長期財政計画の進行管理</p>	<p>財政健全化中期行動計画の進行管理 ・行動計画調書及び効果額目標等の更新等 ・財政健全化基本指針と長期財政計画の進行管理</p>	<p>財政健全化基本指針と長期財政計画の進行管理</p>	<p>財政健全化基本指針と長期財政計画の進行管理</p>			
		<p>令和4年度取組内容 ○本市の厳しい財政状況を踏まえ財政健全化基本指針の下で財政健全化の取組と身の丈に合った持続可能な財政の確立を目指すため、5年間（令和元年度～令和5年度）の中期行動計画を令和元11月に策定し、当計画の進行管理を実施した。 ○「持続可能な財政基盤の確立」と「次世代に大きな負担を残さない」健全な財政運営を目指すため、財政健全化基本指針を踏まえた10年間（平成30年度～令和9年度）の長期財政計画を更新（ローリング）した。 ○財政健全化中期行動計画の取組として、令和5年度当初予算編成に反映したことにより、財政規模の縮減と同時に職員の意識改革が図られた。 ○財政健全化基本指針と長期財政計画で5年後、10年後の財政目標値を設定し、この目標達成に向けた取組を推進することで、適正な財政規模への移行と地方債残高の抑制が図られた。</p>					<p>令和4年度達成内容 ○財政健全化中期行動計画の進行管理 ○財政健全化基本指針と長期財政計画の進行管理</p>					<p>令和4年度達成状況 A：年度計画どおりの達成状況</p>				
2 地方債の償還期限の延長及び据置期間の短縮	<p>将来的な市財政の状況は、普通交付税の合併算定替えの終了や、人口減少などの影響による交付額の大幅な減少などから、段階的に財政規模が縮小していくが見込まれる一方、地方債残高が税収の約7倍に相当する約540億円となり、さらに近年実施した公共施設の整備に係る地方債の償還が一斉に開始されることが見込まれ、後年度における公債費負担が高水準で推移することから、財政構造の硬直化が懸念される。</p>	<p style="color: #e91e63;">償還期限の延長、長期償還の借入及び据置期間の設定</p> <p style="color: #e91e63;">→</p>					<p>公債費の抑制及び償還元金の平準化 借換債における償還期限の延長 ・施設整備（ハコモノ）に活用した地方債を対象とする （20年償還→30年償還） 借入時において30年償還に設定 ・施設整備（ハコモノ）を対象とする</p>	総務部財政経営課								
		<p>（対象地方債なし）</p>	<p>・借換債（合特）の償還期限を延長 ※影響は翌年度に発生</p>	<p>・R4借換債元金償還額（合特△23,160千円） ・R元地方債元金償還額（合特△26,377千円） ・借換債（合特）の償還期限を延長</p>	<p>・R5借換債元金償還額（合特）△4,485千円</p>											
		<p>令和4年度取組内容 ○市財政の硬直化を招かぬよう、地方債償還期間の延長や据置期間の短縮を検討した。 ○新規借入地方債については、民間資金借入より低金利である財政融資資金等の利用や、民間資金借入の場合は利率見合わせを行っている。 ○地方債償還期間、据置期間を検討することにより、後年度以降の公債費の抑制見通しが立てられた。 ○利率見合わせによる低金利での借り入れを行うことにより、後年度以降の公債費の抑制が図られた。</p>					<p>令和4年度達成内容 ○新規借入地方債の償還期間延長、据置期間短縮を検討 ○公債費の抑制</p>					<p>令和4年度達成状況 A：年度計画どおりの達成状況</p>				

・市単独事業の健全化

実行プログラム	取組概要	年度別スケジュール					達成指標	所管部局
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7		
3 市単独事業の見直し	<p>国の基準や県内の他の自治体の実施水準を超えて実施しているサービスや、本来国や県が行うべき事業を市が単独事業として実施しているような事業については財政的に大きな負担となっていることから見直しを図る必要がある。</p> <p>・近隣自治体や、人口・面積等が同規模の類似団体等の取組も比較・検討しながら、事業の見直しを行う。</p> <p>・事業の目的を達成したと思われる事業については廃止する。</p> <p>・継続してきた事業であっても、事業の必要性や効果を検証しながら、事業内容を精査し、市の財政状況や社会情勢の変化を踏まえ見直しを図り、公平性や透明性を確保していく。</p> <p>・社会情勢を反映し、その時々ニーズに即した事業の見直しを行いながら、効率的で効果的な実施について研究し、事業費の削減に努める。</p>	<p style="color: #e91e63;">→ 国の基準や他の自治体等の実施水準を超えて実施している事業の見直し</p>					<p>市単独事業の適正化 市の単独事業等の見直しを行い、財政負担の軽減を図る。</p> <p>・5年間の効果額合計 1,143,021千円</p>	<p>まちづくり推進部 まちづくり推進課ほか</p>
		<p>・国の基準や他の自治体等の実施水準を超えて実施している事業の見直し</p> <p>・12事業 ・効果額25,713千円</p>	<p>・国の基準や他の自治体等の実施水準を超えて実施している事業の見直し</p> <p>・12事業 ・効果額74,970千円</p>	<p>・国の基準や他の自治体等の実施水準を超えて実施している事業の見直し</p> <p>・12事業 ・効果額149,191千円</p>	<p>・国の基準や他の自治体等の実施水準を超えて実施している事業の見直し</p> <p>・12事業 ・効果額453,017千円</p>	<p>・国の基準や他の自治体等の実施水準を超えて実施している事業の見直し</p> <p>・12事業 ・効果額440,130千円</p>		
		<p>■令和4年度取組内容 ○これまで継続実施してきた事業であっても、事業の必要性等を検証するとともに、事業内容を精査しながら取組を推進した。 ○本プログラムで掲げた令和4年度の効果額74,970千円に対し、実績額が47,230千円となり、達成率は62.99パーセントとなった。 ○各担当課で実施した年度目標に対する達成状況（4段階）における自己評価結果については、12の事業の見直しに取り組み、このうち、S評価は6、A評価は2となり、S評価とA評価の割合を示す「達成率」は66.67%となった。目標を達成できなかった要因としては、新型コロナウイルス感染症の影響により事業実施に影響を及ぼした事業があったことがあげられる。</p>						
4 団体補助金・イベント補助金等の見直し	<p>これまで、補助金見直し方針に基づき、補助金の終期の設定や補助率の上限の設定などを行い、補助金等の見直しを図ってきたが、見直し後も国の制度改正や新たな補助金等の創設などにより、補助金等の予算額は増加している状況である。</p> <p>今後は、補助金の必要性・補助額の妥当性を検証するにあたり、近隣自治体や類似団体との比較等も検討に含め、補助額等の水準を適正化することが必要である。</p> <p>原則、補助金等の補助期間を3年として設定し、その終期に併せ補助金等の見直しを行うこととしているが、今後市の歳入の伸びが期待できない中で支出される補助金等が、財政運営上過重な負担とならないよう整理が必要である。</p> <p>・各部局が実施する補助事業については、行政評価の手法を用い、特に公益性、社会的ニーズ、有効性、妥当性、団体における既得権化などを振り返り、PDCAサイクルにのっとりた不断の見直しの徹底を行う。</p>	<p style="color: #e91e63;">→ PDCAサイクルにのっとりた不断の見直し</p> <p style="color: #e91e63;">→ R元以降の5年間で段階的に縮減</p>					<p>補助金の適正化 PDCAサイクルによる不断の見直しを図り、順次、整理、合理化を実施する。</p> <p>・5年間の効果額合計 1,589,001千円</p>	<p>まちづくり推進部 まちづくり推進課ほか</p>
		<p>・公益性、社会的ニーズ、有効性、妥当性、団体における既得権化などの補助事業評価の実施</p> <p>・段階的な縮減 ・効果額240,559千円</p>	<p>・公益性、社会的ニーズ、有効性、妥当性、団体における既得権化などの補助事業評価の実施</p> <p>・段階的な縮減 ・効果額251,425千円</p>	<p>・公益性、社会的ニーズ、有効性、妥当性、団体における既得権化などの補助事業評価の実施</p> <p>・段階的な縮減 ・効果額348,566千円</p>	<p>・公益性、社会的ニーズ、有効性、妥当性、団体における既得権化などの補助事業評価の実施</p> <p>・段階的な縮減 ・効果額376,078千円</p>	<p>・公益性、社会的ニーズ、有効性、妥当性、団体における既得権化などの補助事業評価の実施</p> <p>・効果額372,373千円</p>		
		<p>■令和4年度取組内容 ○補助対象経費に加え、補助率の見直しを行い、さらに、補助事業の目的を達成した補助金については廃止を行うなどの見直しを進めた。 ○本プログラムで掲げた令和4年度の効果額251,425千円に対し、実績額が357,712千円となり、100パーセントを超える達成率となった。 ○各担当課で実施した年度目標に対する達成状況（4段階）における自己評価結果については、88の補助金等の見直しに取り組み、このうち、S評価は61、A評価は20となり、S評価とA評価の割合を示す「達成率」は92.1%となった。</p>						
5 道路・橋梁の整備計画の見直し	<p>本市では、合併時に旧町から引き継いだ整備路線が多く、その中で未着手の路線も多いことや、合併後に地域から出された要望路線も多数となっており、整備が遅れている状況である。また、国等の補助事業である社会資本整備総合交付金を活用した道路整備事業に取り組んでいるが、既存施設の維持修繕に係る事業に国の方向性がシフトしてきていることから、道路整備事業に対する配分が厳しくなっており、今後もこの状況は続くものと懸念される。少子高齢化などの社会情勢の変化や高速道路網の整備促進による交通体系の変化などから、道路整備の方向性を見直し、満足度の高い道路整備となることが必要不可欠である。</p> <p>限られた財源の中で、より有効な投資ができるよう、計画的かつ効果的な道路整備を図るため、道路の路線評価を基に、整備路線の優先度を見極め、事業に取り組んでいくことが求められている。道路及び橋梁の整備について、少子高齢化などの社会情勢の変化や高速道路網の整備促進による交通体系の変化により、道路網の方向性を見直し必要な道路を見極め、道路や橋梁などの新設整備を抑制し、事業費の削減を図る。</p>	<p style="color: #e91e63;">→ 道路・橋梁の整備計画の見直し</p>					<p>道路・橋梁の整備計画の見直し 効果額：225,000千円</p>	<p>建設部道路課</p>
		<p>道路・橋梁の整備計画の見直し（一財45,000千円）</p>	<p>道路・橋梁の整備計画の見直し（一財45,000千円）</p>	<p>道路・橋梁の整備計画の見直し（一財45,000千円）</p>	<p>道路・橋梁の整備計画の見直し（一財45,000千円）</p>	<p>道路・橋梁の整備計画の見直し（一財45,000千円）</p>		
		<p>■令和4年度取組内容 ○道路・橋梁計画の見直しについては、事業の緊急性や重要性、要望状況・用地買収の状況等を考慮し計画的に行っていくが、令和4年度は当初予算で事業を見直し、一般財源を大きく圧縮した予算計上としたため、全体事業費に占める一般財源が大きく減少し、当初計画している目標額45,000千円はハードルが高いものとなっている。そのため目標金額に到達できない状況であった。また、さらに組織的な取組で現場や個人レベルでのコスト意識は向上してきているが、工夫を凝らしたトータルコストの削減目標を今後も目指していく必要がある。 ○道路・橋梁の整備計画の見直し ・令和4年度の見直し目標 一般財源 45,000千円以上 ○取組効果額 ・令和4年度の一般財源見直し金額 △279千円</p> <p>【内訳】 道路・橋梁事業計画・設計等の見直し … △279千円</p>						

実行プログラム	取組概要	年度別スケジュール					達成指標	所管部局
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7		
6 病院事業の経営健全化	<p>登米市病院事業は、新医師臨床研修制度や専門医制度などの国の医療制度改革への対応の遅れや、新公立病院改革ガイドラインで示す経営の効率化、再編・ネットワーク化、経営形態の見直しへの取り組みが不十分だったことなどにより、毎年度収支の赤字が続いている。</p> <p>こうした状況から、医師の確保へ向けた取組として、登米市民病院の基幹型臨床研修病院の指定に向けた取組や、大学等への医師派遣要請などの取組を積極的に行う必要がある。再編・ネットワーク化の取組では、登米市民病院に急性期医療を集約し、米谷病院と豊里病院は回復期と慢性期医療を担う病院に医療機能を分担し、3病院が連携した医療提供体制の構築が必要である。さらに、病院経営の効率化と経営改善を図る取組として、平均在院日数の短縮や病床稼働率の向上等による収入確保を図るとともに、経費のさらなる削減に向けた取組を進める必要がある。</p> <p>また、一般会計からの繰入金については、資金不足が発生している状況もあり、平成30年度以降は年間20億円程度になっているほか、平成30年度に竣工した米谷病院の建設費に係る企業償還金が令和3年度から開始（毎年1億5千万円～3億円）することなどで、更に増加していくことが見込まれるため、財政運営に与える影響が大きいことから、病院事業の経営健全化を推進していく必要がある。国が策定した新公立病院改革ガイドラインや県が策定した地域医療計画・地域医療構想との整合性を図りながら、令和3年2月に「第4次登米市立病院改革プラン」を策定し、地域の医療提供体制と将来の病床機能のあり方などの具体的な将来像を示した。</p> <p>また、改革プラン及び地域医療構想を踏まえた各病院、診療所等の役割を明確化し、収入確保と経費削減への取組を強化し、基準外繰入金の削減に最大限に取り組み経営の健全化を図る。</p>	<p>第4次登米市立病院改革プランの実施</p> <p>病床利用率の向上、経常収支の改善、不良債務の縮減</p> <p>・病床利用率の向上 (市民88%、米谷・豊里85%) ・経常収支の改善 ・不良債務の縮減</p> <p>・病床利用率の向上 (市民92%、米谷・豊里85%) ・経常収支の改善 ・不良債務の縮減</p> <p>・病床利用率の向上 (市民92%、米谷・豊里85%) ・経常収支の改善 ・不良債務の縮減</p> <p>・病床利用率の向上 (市民92%、米谷・豊里85%) ・経常収支の改善 ・不良債務の縮減</p> <p>・病床利用率の向上 (市民92%、米谷・豊里85%) ・経常収支の改善 ・不良債務の縮減</p>	<p>登米市立病院改革プランの達成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病床利用率の向上 ・経常収支の改善 ・不良債務の縮減 	医療局経営企画課				
		<p>■令和4年度取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ○病床利用率 (市民75%・米谷67%・豊里68%) 入院収益 R2:3,272,579千円 R4:3,267,115千円 比較増減5,464千円の増 ○経常収支の改善 <ul style="list-style-type: none"> 経常利益 R2:△158,307千円 R4:351,688千円 比較増減509,995千円の増 ○不良債務の縮減 R2:△558,579千円 R4:625,913千円 比較増減1,184,492千円の増 ○3病院における病床機能の分担、連携強化による施設基準・加算の取得に伴い事業全体の入院一人1日平均収益が向上した。(R2:31,860円⇒R4:34,137円 比較増減:2,277円の増) ○経常利益が3億5千2百万円となり、令和2年度より5億1千万円改善した。 ○令和3年度に不良債務が解消し、令和4年度の資金剰余額が6億2千6百万円になった。 ○新型コロナウイルス感染症への対応やクラスターの発生に伴い、病床利用率は3病院とも目標値に至らなかったが、経常収支においては施設基準・加算取得による診療報酬の増加や、感染症検査の増加に伴い医療収益が向上したほか、新型コロナウイルス感染症対応に係る補助金の増加などで経常収支が大幅に改善し、不良債務の解消にもつながった。 	<p>■令和4年度達成内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ○病床利用率の向上 →未達成 ○経常収支の改善 →達成 ○不良債務の縮減 →達成 <p>■令和4年度達成状況</p> <p>B: 取り組んだが、年度計画未達成</p>					
7 水道事業の経営健全化	<p>本市の水道事業を取り巻く環境は年々変化しており、最大の課題は人口減少による給水収益(料金収入)の減少である。その反面、水道事業の保有する固定資産の額は合併以来増加傾向にある。これは、震災対策や老朽管の更新などを積極的に進めてきたためである。人口が減少して資産が増加する傾向が続くと、1人当たりの資産の維持管理や更新に係る費用が増大する。</p> <p>人口や給水量の減少に伴い水道施設の統廃合を行い資産の減少を図ることが必要となるが、安全な水を安定的に供給するためには、施設の更新を今後も継続しなければならない。</p> <p>多くの施設が、耐用年数を迎える時期となり、大規模な更新も行っていかなければならない状況の中においても、経営の健全性が求められることから、経営状況についても市民に広く説明を行っていかねばならない。</p> <p>登米市地域水道ビジョンに掲げる「市民が安心して暮らせる市の責任による水道事業の確立」を基本理念とし、「安定経営の水道を目指します〜次世代に向けた水道事業の確立〜」を施策目標として、安全、安心で安定した水道事業を構築するとともに、有利な財源等の確保に努め、効率的な経営の確立を図る。</p> <p>また、宮城県において設置した「宮城県水道事業広域連携検討会」において、広域連携の可能性について具体的に検討していくこととしている。</p>	<p>地域水道ビジョンの見直し</p> <p>地域水道ビジョンの改訂</p> <p>地域水道ビジョンの評価</p> <p>・毎年のローリング(更新・見直し)</p> <p>・水道ビジョンの計画目標の令和5年度に向けて、令和3～4年度で見直しを行う。</p> <p>・改訂</p> <p>・毎年のローリング(更新・見直し)</p> <p>・毎年のローリング(更新・見直し)</p>	<p>登米市地域水道ビジョン実施計画管理指標</p> <p>登米市地域水道ビジョン実施計画目標値</p>	上下水道部経営総務課				
		<p>■令和4年度取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ○経営基盤の強化: 水道料金及び下水道使用料等あり方検討委員会及び上下水道事業運営審議会において、今後の健全な上下水道事業経営継続のため、料金水準の適正化について検討を行い、検討委員会からの報告及び審議会からの答申のもと、令和5年2月定期議会へ条例の一部改正案を提出し、可決された。(令和5年10月分から水道料金・下水道使用料を改定) ○災害に強い水道: 老朽化した基幹管路を耐震性の高い水道管に布設替を行い、災害時に安定した飲料水の確保を図っている。 ○広域連携: 宮城県水道事業広域連携検討会に参加し、近隣市町との広域連携の可能性について検討を行っている。 ○指標低下要因: 【有収率】計画的な漏水調査及びそれに基づく修繕や漏水多発路線の老朽管の布設替等を行ってきたが、地震等により水道管からの漏水量が増加し、有収率が低下した。(R3:83.08%⇒R4:81.85%) 	<p>■令和4年度達成内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ○財政計画について、議会に報告し、ホームページで公表を行った。 <p>■令和4年度達成状況</p> <p>A: 年度計画どおりの達成状況</p>					

<p>8 下水道事業の経営健全化</p>	<p>全国的にも少子高齢化が進む中、国としても持続可能なサービス提供に施策の重点が移ってきており、地方公営企業法を適用していない公共下水道事業・簡易水道事業については、地方公営企業法の適用をするよう地方自治体に要請があり、本市の下水道事業においても、令和2年度から地方公営企業法の全部を適用した。</p> <p>本市の下水道事業は、公共下水道事業が5処理区、農業集落排水事業が26地区で整備を進めてきた。令和元年度末の整備率は公共下水道事業88.2%で、令和5年度までの整備完了を目指しており、農業集落排水事業は全地区で供用を開始している。</p> <p>これまで多くの施設を整備してきたことから、多額の企業債残高を抱え、さらに今後、施設の老朽化による改修や更新に多額の費用が見込まれている。一方で、将来人口の減少や節水機器の普及もあり下水道使用料の増収が見込めない状況とあわせて、一般会計からの繰入も多いことから、経営の健全化が重要な課題となっている。</p> <p>企業会計に移行したことに伴い、経営の見える化を図り、平成28年度に策定した中長期的な基本計画である「登米市下水道事業経営戦略」の改定を行う。</p> <p>改定の内容は、今後の人口減少や節水動向などの需要予測と老朽化した施設の更新や統廃合、また、施設管理業務や浄化槽事業も検討に加え、将来必要となる事業量や必要経費を把握した上で、適切な使用料水準についても検討し、基準外の一般会計繰入金金の削減に取り組む。</p>	<p>経営戦略の見直し</p> <p>経営戦略の推進・検証</p> <p>・経営戦略の改定(投資・財政計画(下水道使用料見直しの検討も含む))</p> <p>・経営戦略に基づく施設の更新及び財源の確保</p> <p>・経営戦略に基づく施設の更新及び財源の確保</p> <p>・経営戦略に基づく施設の更新及び財源の確保</p> <p>・経営戦略に基づく施設の更新及び財源の確保</p> <p>・経営戦略に基づく施設の更新及び財源の確保</p> <p>■令和4年度取組内容</p> <p>○水道料金及び下水道使用料等あり方検討委員会及び上下水道事業運営審議会において、今後の健全な上下水道事業経営継続のため、料金水準の適正化について検討を行い、検討委員会からの報告及び審議会からの答申のもと、令和5年2月定期議会へ条例の一部改正案を提出し、可決された。(令和5年10月分から水道料金・下水道使用料を改定)</p> <p>○今般の様々な社会情勢の変化や、令和2年度からの地方公営企業法の適用後の実績を踏まえ、経営戦略の改定を行った。</p> <p>○経営基盤の強化：下水道使用料の改定については、公営企業として「下水道使用料による自立経営」を目指し、経費回収率(維持管理費)100%を目指した使用料改定とした。</p>	<p>登米市下水道事業経営戦略中長期にわたる経営健全化、安定的なサービスの提供</p> <p>■令和4年度達成内容</p> <p>○経営戦略の改定(令和5年3月改定)</p> <p>■令和4年度達成状況</p> <p>A：年度計画どおりの達成状況</p>	<p>上下水道部経営管理課</p>
<p>9 第三セクターの経営健全化と自立の促進</p>	<p>第三セクターは、行政と連携した地域振興や産業の活性化等を図ることを目的として、行政機能を補充・代行するなどの役割を果たしてきたが、独立した経営体である以上、事業運営の効率化による経営健全化や組織運営の活性化等に自主的・主体的に取り組む必要がある。</p> <p>また、今後の方向性として市民ニーズや行政需要の高度化・多様化に伴って、公的関与の必要性が薄れてきた現状もあることから、公的関与を見直して法人経営の自立化を図るため、株式の民間譲渡などによる完全民営化に向けた取組を行う必要がある。平成23年2月に「第三セクターに係る今後の方向性について」報告書がまとめられており、法人の運営状況と公的関与のあり方等について点検評価するとともに、経営の抜本的な改善や民営化等について検討する。株式会社なかだ農業開発公社、㈱いしこし、㈱とよま振興公社、㈱みやぎ東和開発公社の経営健全化と自立の促進。</p>	<p>継続した調査の実施と自立の促進</p> <p>・運営状況の点検評価</p> <p>・公的関与のあり方と自立に向けた取組状況の点検</p> <p>・運営状況の点検評価</p> <p>・公的関与のあり方と自立に向けた取組状況の点検</p> <p>・運営状況の点検評価</p> <p>・公的関与のあり方と自立に向けた取組状況の点検</p> <p>・運営状況の点検評価</p> <p>・公的関与のあり方と自立に向けた取組状況の点検</p> <p>・運営状況の点検評価</p> <p>・公的関与のあり方と自立に向けた取組状況の点検</p> <p>■令和4年度取組内容</p> <p>【㈱なかだ農業開発公社】</p> <p>○市が保有する300株のうち145株について、経営状況を踏まえながら平成29年度から令和3年度までの5年間で公社が取得することとしていたが、平成29年度の公社株主総会で平成29年度及び30年度の2年間で取得することを決定した。平成30年度は73株・3,650千円を公社に売却した。平成29年度の売却分72株・3,600千円と合わせて145株の売却が完了した。令和4年度については株式譲渡に変動なし。</p> <p>○令和4年度については、苗の販売額の減少により赤字となった。</p> <p>純利益 H30：△3,697千円 R1：6,179千円 R2：△633千円 R3：616千円 R4：△3,975千円</p> <p>【㈱みやぎ東和開発公社】</p> <p>○道の駅林林館及び道の駅三滝堂の指定管理者として経営改善に努めた。平成24年度の一部市保有株式の民間譲渡以降は、譲渡に変動なし。</p> <p>・純利益：R1：6,041千円、R2：△13,333千円、R3：△794千円、R4：△11,886千円</p> <p>【㈱とよま振興公社】</p> <p>○令和3年度一部市有株式の譲渡に努めたほか、とよま観光物産センターの指定管理者として経営改善に努めた。市保有株式の民間譲渡に努めたが、譲渡に変動なし。</p> <p>・市有株式：R1：180株、R2：180株、R3：100株(80株譲渡)</p> <p>・純利益：R1：△2,634千円、R2：251千円、R3：892千円 R4：△785千円</p> <p>【㈱いしこし】</p> <p>○累積損失の解消に向けて経営改善に努めて利益を計上したが、市保有株式の民間譲渡に変動無し。</p> <p>・純利益：H26：2,178千円、H27：2,523千円、H28：79千円、H29：535千円、H30：125千円、R1：8,159千円、R2：3,474千円、R3：155千円、R4：627千円</p>	<p>各第三セクターの方向性の決定</p> <p>各第三セクターに係る検討結果に基づく対応の実施</p> <p>■令和4年度達成内容</p> <p>・なかだ農業開発公社</p> <p>○経営改善に努め、自社株の出資方法について検討を行った。</p> <p>・東和・とよま</p> <p>○市有株式の民間譲渡と経営の健全化に努めた。</p> <p>・いしこし</p> <p>○経営改善に努めたが、市保有株式の民間譲渡は進んでいない。</p> <p>■令和4年度達成状況</p> <p>A：年度計画どおりの達成状況</p>	<p>産業経済部農政課</p> <p>産業経済部</p> <p>地域ビジネス支援課</p> <p>まちづくり推進部</p> <p>観光シニアプロモーション課</p>

②行政サービスの負担水準の適正化
・公共施設の施設使用料等の適正化

実行プログラム	取組概要	年度別スケジュール					達成指標	所管部局	
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7			
10 公共施設に係る施設使用料等の見直し	<p>公共施設は、本来、受益者負担の原則の下、利用者からの施設使用料により運営されるべきものだが、本市においては長年にわたり据え置かれていることに加え、施設使用料については減免の範囲が広いうえ、減免割合が大きくなっている状況にある。</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設使用料の見直しの実施 改定サイクルのルール化 減免・減額制度の見直し 	見直し方針策定・条例改正	改正条例施行					<p>使用料・利用料の適正化 ・受益者負担の適正化を図る。 ・減免制度の見直しにより適正化・平準化を図る。</p>	<p>まちづくり推進部 まちづくり推進課</p>
		改定サイクル・減免制度検討	改定サイクルルール化・減免制度見直し施行						
		<ul style="list-style-type: none"> 使用料等見直し方針案の策定 市民意見の聴取 	<ul style="list-style-type: none"> 使用料等、減免の見直しにより、受益と負担の適正化を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 使用料等、減免の見直しにより、受益と負担の適正化を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 使用料等、減免の見直しにより、受益と負担の適正化を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 使用料等、減免の見直しにより、受益と負担の適正化を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 使用料等、減免の見直しにより、受益と負担の適正化を図る。 		
<p>■令和4年度取組内容 ○施設使用料及び減免の見直しについては、①受益者負担の適正化、②施設機能等を踏まえた料金の設定、③定期的な見直しサイクルの設定の3点に着目し、「施設使用料等の見直し方針」を策定した。 ○令和6年4月からの改正・施行に向け、見直し方針に基づく、新たな施設使用料の算定を行った。</p>		<p>■令和4年度達成内容 ○施設使用料等の見直し方針の策定及び新たな施設使用料の算定</p>					<p>■令和4年度達成状況 B：取り組んだが、年度計画未達成</p>		

・行政サービスの維持に係る負担の適正化

実行プログラム	取組概要	年度別スケジュール					達成指標	所管部局	
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7			
11 検診料の見直し	<p>検(健)診は、生活習慣病等の予防と、疾病の早期発見による重症化予防を目的として実施しており、本市の受診率は、県内でも上位を推移している。</p> <p>現在、本市では、一部の検診を除いて自己負担を徴収していないが、他の自治体は医療費と同程度の自己負担を徴収している。公共サービスの適正化と財政の健全化を図るため、令和4年度から段階的に自己負担を徴収し、他の自治体と同水準の自己負担に向けて検討をしている。</p> <p>今後においても、国や近隣自治体の動向について情報収集を継続しながら、各種検診への自己負担や検査項目の必要性、受診率の向上及び市民の医療負担の軽減と財政健全化の観点から、総合的に検証を行っていく必要がある。</p> <p>自己負担を徴収したことによる検診率への影響を検証するとともに、近隣市町村の検診実施状況の把握や、国におけるがん検診の指針等を注視しつつ、本市としての施策の重要度や財政的な見通しも含め、総合的に判断を行う。</p>	徴収に向けた調整	受診率の検証 実施する任意検診項目の見直し 検診自己負担料の検討					<p>検診料の適正化 ・検診料総額に占める自己負担割合 ・重症化予防による医療費の適正化 ・効果額119,672千円</p>	<p>市民生活部健康推進課</p>
		徴収に向けた調整	<ul style="list-style-type: none"> 自己負担に伴う受診率への影響を検証 科学的な根拠に基づく実施検診項目の判断 自己負担割合の検討 効果額18,773千円 	<ul style="list-style-type: none"> 自己負担に伴う受診率への影響を検証 科学的な根拠に基づく実施検診項目の判断 自己負担割合の検討 効果額18,773千円 	<ul style="list-style-type: none"> 自己負担に伴う受診率への影響を検証 科学的な根拠に基づく実施検診項目の判断 自己負担割合の検討 効果額41,063千円 	<ul style="list-style-type: none"> 自己負担に伴う受診率への影響を検証 科学的な根拠に基づく実施検診項目の判断 自己負担割合の検討 効果額41,063千円 			
		<p>■令和4年度取組内容 ○新型コロナウイルス感染症等により、健康面や経済活動など市民生活への影響が継続していることを踏まえ、自己負担割合に関する調整を実施した。 ○本市は悪性新生物による死亡率が低い状況となっており、検診の受診率や精密検査の受診率が高いことが影響していると考えられることから、現状の受診率を維持していく必要があるため、各種の受診率向上に係る対策の検討を実施した。 ○本市の検診受診率は県内トップクラスであり、その大きな要因は検診料自己負担額の無料化が関係しており、継続運用することで市民の健康維持に寄与している。引き続き検診受診率の推移を考慮し、自己負担額の検討をしていく必要がある。 ○国におけるがん検診のあり方に関する検討会では、「科学的根拠に基づくがん検診の実施及びがん検診の精度管理」を検討しており、対象者について、最新の科学的根拠等により見直しする等との方向性あり、これらの状況を注視し、国の制度方針が変更される段階で、市の検診制度の見直しを検討する必要があると考える。 ○新型コロナウイルス感染症については、感染の終息に至っておらず、市民の健康面や経済活動等、市民生活への影響が長期化している。自己負担額を見直すことで市民の負担が増加することから、受診を控える方が増え検診受診率の低下を招くことになり、疾病の重症化と医療費の増加が懸念されることもあり、現行の負担額で事業を継続し、かつ、感染症対策として検診事業を分散して実施した。</p>		<p>■令和4年度達成内容 ○自己負担割合及び受診率向上に向けた取組の検討 ○新型コロナウイルスのほか、ロシアによるウクライナ侵襲に物価上昇等の影響で、健康面や経済活動など市民生活への影響が継続していることから先送りとなった。</p>					

<p>12 し尿収集運搬処分手数料の見直し</p>	<p>し尿収集運搬業務委託料は経費の上昇に伴い、平成元年37.08円/10L(税込)から現在の72.6円/10L(税込)へと段階的に見直しを行っている。一方、し尿収集運搬処分手数料は67円/100で、収集運搬業務委託費が上回っている状況にある。安定したし尿収集運搬処理を行うため、受益者負担の観点から手数料の見直しを行う。</p>	<p>手数料の検討</p>	<p>手数料の改定、効果の検証</p>	<p>適切な受益者負担と、施設運営の財源確保 ・し尿収集運搬処分手数料の改定による歳入の増 ・効果額14,335千円</p>	<p>環境事業所衛生センター</p>			
		<p>・適正な利用者負担の検討と手数料の算定 ・手数料の改定(R4,4) ・料金改定による増収(効果額3,864千円)</p>	<p>・料金改定による増収(効果額3,671千円)</p>	<p>・料金改定による増収(効果額3,487千円)</p>	<p>・料金改定による増収(効果額3,313千円)</p>	<p>■令和4年度達成内容 ○手数料改定額の決定 ○手数料条例の改正</p>		
		<p>■令和4年度取組内容 ○し尿処理に要する経費について、受益者負担の観点から手数料条例を改正し、財政負担の軽減を図った。 ○手数料は、令和5年10月より改定するが、1年間は激変緩和措置として改定額の半額である96円/10Lとし、R6.10月から全額である125円/10Lへ改定する。</p>					<p>■令和4年度達成状況 B：取り組んだが、年度計画未達成</p>	
<p>13 有機センターの利用負担の見直し</p>	<p>家畜排せつ物の有効利用と地域の生活環境保全等を目的に、平成11年に「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」が制定(平成16年施行)され、畜産農家は、法に基づき家畜排せつ物管理施設の整備が義務付けられた。これに対応し、合併前の各町では、関係団体等の意見も踏まえ、平成13年度以降有機センターを建設し、運営を行ってきました。有機センターは、畜産農家と耕種農家が連携強化、畜産による公害防止、有機センターで生産する良質堆肥の使用による地力改良及び地力増強など、循環型農業の形成を推進する拠点施設として稼働しています。施設は、建設から15年以上経過していることから、経年劣化による故障が多く、修理費の増加しており、修理期間の稼働停止が増え利用も減少している。 6施設ある有機センターを集約し、運営を実施するための調整や整理を行うとともに、老朽化している設備等の大規模な修繕を行い、効率的な運営を図る。その後、運営の検証と情報収集を継続しながら、健全な運営を検討し、利用料の見直しを行う。 近隣市町村の実施状況の把握を行うとともに、本市としての施策の重要度や財政的な見直しも含め、総合的に判断を行う。</p>	<p>施設の集約化による運営の実施</p>	<p>健全な運営の検証</p>	<p>利用負担の適正化 ・集約化による利用率の変化 ・集約化(設備更新)による修繕の健全化 ・5年間の効果額 28,857千円 ※現段階の効果額は、指定管理料及び緊急修繕から推定</p>	<p>産業経済部農政課</p>			
		<p>・運営状況の点検評価 ・利用率の向上による運営の健全化 ・近隣市町村の実施状況の調査(利用料の検討) 効果額 4,213千円</p>	<p>・運営状況の点検評価 ・利用率の向上による運営の健全化 ・利用料の見直し、利用組合との協議 効果額 5,161千円</p>	<p>・運営状況の点検評価 ・利用率の向上による運営の健全化 ・利用料の見直し、利用組合との協議 効果額 5,161千円</p>	<p>・運営状況の点検評価 ・利用率の向上による運営の健全化 ・状況等を踏まえ適正運営の検証 効果額 7,161千円</p>	<p>■令和4年度達成内容 ○施設の修繕が未完了の部分があり、施設の集約化には完全に移行できていないことから、運営状況について評価できていない。効果額 △5,606千円</p>		
		<p>■令和4年度取組内容 ○有機センターのメイン・サブ化による集約化により6施設をメイン4施設、サブ2施設に集約化し、効率的な運用を図るものとして、令和2年度に南方・迫有機センター、令和3年度に中田・石越有機センターの集約化に取り組み維持経費の抑制を図った。 ○メイン施設は攪拌機更新工事を行う計画であったが、世界的な半導体部品の不足により攪拌機更新が令和4年度中に完了せず、施設の集約化には完全に移行できていないことや工事期間中は施設の稼働を停止したことから運営状況の点検評価ができなかった。 ○燃料及び電気料金の高騰による運営経費の増加や、施設の老朽化により修繕経費が増加したことから効果額が減少した。 効果額△5,606千円</p>					<p>■令和4年度達成状況 B：取り組んだが、年度計画未達成</p>	
<p>14 窓口証明手数料の見直し</p>	<p>窓口手数料については平成28年9月1日に住民票謄本300円を200円に、戸籍附票謄本300円を200円に改正し、他の証明書の金額に合わせた。本市の手数料は周辺自治体と比較して低く設定されており、消費税の引き上げを考慮しながら見直しを行う。 ・窓口証明書手数料の一部改正</p>	<p>手数料の調査、検討</p>	<p>窓口手数料の改定・効果の検証等</p>	<p>財源の確保 窓口手数料の一部改正による歳入の増 ・効果額3,124千円</p>	<p>市民生活部市民生活課</p>			
		<p>・周辺自治体との比較を含む手数料の検討 ・適正な窓口証明手数料の算定 200円→210円 78,100件/年×10円 ・効果額781千円</p>	<p>・適正な窓口証明手数料の算定 200円→210円 78,100件/年×10円 ・効果額781千円</p>	<p>・適正な窓口証明手数料の算定 200円→210円 78,100件/年×10円 ・効果額781千円</p>	<p>・適正な窓口証明手数料の算定 200円→210円 78,100件/年×10円 ・効果額781千円</p>	<p>■令和4年度達成内容 ○窓口手数料の見直し時期について検討し、令和6年度から見直すこととした。</p>		
		<p>■令和4年度取組内容 ○宮城県内の自治体の窓口手数料について調査を行った結果、住民票等の交付手数料を200円と設定しているのは本市を含め35団体内12団体であり、300円と設定しているのが22団体、350円と設定しているのが1団体であった。 ○宮城県内の窓口手数料を把握し比較検討を行ったところ、本市の手数料は周辺自治体と比較して低く設定されており、行政サービスの負担水準の適正化とともに歳入の確保を図る必要がある。 ○周辺自治体の情報収集を行った結果、具体的な窓口の手数料の見直しについて検討することができた。</p>					<p>■令和4年度達成状況 B：取り組んだが、年度計画未達成</p>	

15 放課後児童クラブの負担金の見直し	<p>県内の市町村のほとんどが放課後児童健全育成事業利用者負担の有料化を実施していることから、本市においても平成27年度に検討を行った結果、放課後児童クラブと放課後子ども教室との一体型などの放課後児童対策の整備を優先的に実施するとともに子育て世帯の経済的な負担軽減を図るため、平成28年度からの利用料金徴収を見送った経緯があったが、公平性の確保と安定した財源確保の観点から令和5年度の実施に向け調整を行った。放課後児童対策の持続的な運営に向けた自主財源確保に取り組む。</p>	<p>徴収へ向けた調整</p> <p>利用料金徴収</p>					<p>利用者負担金の適正化 放課後児童健全育成事業利用料の設定 効果額145,242千円</p>	<p>福祉事務所子育て支援課</p> <p>教育部生涯学習課</p>
		<p>・徴収に向けた調整</p> <p>・利用料金 38,154千円 ・登録児童数 954人 ・一時利用 2,000人</p>	<p>・利用料金 36,894千円 ・登録児童数 924人 ・一時利用 2,000人</p>	<p>・利用料金 35,710千円 ・登録児童数 895人 ・一時利用 2,000人</p>	<p>・利用料金 34,484千円 ・登録児童数 859人 ・一時利用 2,000人</p>	<p>■令和4年度取組内容</p> <p>○利用料や徴収方法について素案を作成した。実施時期を検討し、令和6年度から利用料徴収を実施することとした。</p> <p>○小学校3か所で放課後児童クラブを新設した。また、放課後子ども教室の開催内容見直しに伴い、豊里の放課後児童クラブ1か所において、支援単位（クラス）を増やした。</p>		<p>■令和4年度達成内容</p> <p>○利用料や徴収方法の素案、徴収開始時期を検討し、R6から利用料を徴収することとした。</p>
16 市民バス運賃の見直し	<p>市民バスの運賃については、平成17年度から1乗車100円としており、この間に行われた二度にわたる消費税の値上げ時にも据え置きとなっていることから、安定した運賃収入の確保のために、運賃の見直しを行う必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民バス運賃を100円から200円に見直し ・広報紙やホームページ等での市民バスの利用促進啓発 ・広報紙やホームページ、車内広告等による市民バスの維持経費の周知 	<p>市民バスの利用促進</p> <p>運賃の見直し、維持経費の周知</p>					<p>市民バスの運賃収入増による委託料の削減</p> <p>■運賃収入増による委託料の削減額 (令和7年までの累計) 136,508千円</p>	<p>まちづくり推進部市民協働課</p>
		<p>R元実績対比（効果額） 3,440千円</p>	<p>R元実績対比（効果額） 33,267千円</p>	<p>R元実績対比（効果額） 33,267千円</p>	<p>R元実績対比（効果額） 33,267千円</p>	<p>R元実績対比（効果額） 33,267千円</p>	<p>■令和4年度取組内容</p> <p>○公共施設使用料等の見直しに合わせて運賃見直しを検討することとしたことから、令和4年度は見直しを見送ったため、目標値を大幅に下回った。</p> <p>○令和2年度に新型コロナウイルス感染症の影響により利用者が激減して以降、徐々に回復傾向にはあるものの、コロナ禍前の利用状況には至らず、運賃収入が減少した。</p> <p>○令和5年度からの運行について、利用者の利便性向上に向けた運行ダイヤの改正、重複路線の効率化、回送便の活用、乗継の強化等の見直しに取り組んだ。</p>	

③公共インフラの適正な管理
・公共施設管理の適正化

実行プログラム	取組概要	年度別スケジュール					達成指標	所管部局
		R3	R4	R5	R6	R7		
17 公共施設個別計画の推進	<p>市内の公共施設の多くは、昭和40年代後半から平成初期を中心に建設された施設であり、今後多くの施設が更新時期を迎えることから、多額の修繕費や建替・更新費用に対する財源の確保が必要となる。</p> <p>一方で厳しい財政状況が続く中、少子高齢化の進展と人口減少に対応していくためには、既存施設をできる限り有効に活用し、時代とともに変化する市民ニーズに適切に対応していく必要がある。</p> <p>このような状況を踏まえ、「登米市公共施設等総合管理計画」を平成28年12月に策定し、行動計画に当たる施設分類別の「公共施設個別計画」を令和2年度に策定予定としており、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を目指すこととしている。建物公共施設について、平成27年度を基準年とし令和17年度までの20年間で25%の保有総延床面積の削減に努める。</p>	<p>個別計画の実施</p> <p>計画の検証・見直し</p>					<p>■R3～R7削減面積合計 25,088㎡</p>	<p>総務部総務課</p>
		<p>5ヶ年目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間譲与等 △ 9,362.28㎡ ・除却 △13,612.81㎡ ・地域移管 △ 2,113.22㎡ ・合計 △25,088.31㎡ 	<p>■令和4年度取組内容</p> <p>○建物公共施設について、平成27年度を基準とし令和17年度までに20年間で25%の保有総延床面積の削減に努める。</p> <p>○これからの公共施設等の在り方を総合的に考える公共施設マネジメントに取り組み、効率的かつ効果的な公共施設等の最適な配置と管理を進める。</p> <p>○保有延床面積の削減に向けて、建物公共施設を管理している所管課と調整をし民間譲渡等を行った結果、削減に繋がったものとする。</p>		<p>■令和4年度達成内容</p> <p>○民間譲与等 △736.98㎡</p> <p>○除却等 △1,320.78㎡</p> <p>○地域移管 △73.31㎡</p>	<p>■令和4年度達成状況</p> <p>A：年度計画どおりの達成状況</p>		

18 公共施設マネジメントの確立	<p>本市の公共施設は、築30年を超える施設が全体の36%を占め、さらに多くの施設が耐用年数を迎え、老朽化に直面することから、将来のまちづくりを念頭においた施設の必要性と公共施設のあり方について検討をしていく必要がある。</p> <p>また、少子高齢化等の社会情勢の変化や多様な市民ニーズに対応し、本市のまちづくりを支える拠点施設の整備を行うため、効率的で効果的な活用ができるよう複合化、多機能化を原則とし、将来の財政状況を見据えた建築物総量の管理を行う必要がある。</p> <p>併せて、建築物を更新する際は、イニシャルコスト、ランニングコスト、解体費までのライフサイクルコストを検証し、公共施設の管理を推進していく必要がある。建物公共施設について、複合化、多機能化の推進及びライフサイクルコストの検証に努める。</p>	<p>個別計画の実施</p> <p>計画の検証・見直し</p> <p>5ヶ年目標</p> <ul style="list-style-type: none"> 機能移転 6施設 多機能化 12施設 合計 18施設 	<p>■R3～R7複合化、多機能化による削減数合計18施設</p>	総務部総務課
		<p>■令和4年度取組内容</p> <p>○建設公共施設について、複合化、多機能化の推進及びライフサイクルコストの検証に努める。</p> <p>○これからの公共施設等の在り方を総合的に考える公共施設マネジメントに取り組み、効率的かつ効果的な公共施設等の最適な配置と管理を進める。</p> <p>○「公共施設個別計画」に基づき、建設公共施設の複合化、多機能化に向けて所管課と調整を行う。</p> <p>○建設公共施設について、複合化、多機能化の推進及びライフサイクルコストの検証に努め所管課と調整を行った。</p>	<p>■令和4年度達成内容</p> <p>○複合化、多機能化の推進及びライフサイクルコストの検証に努め所管課と調整を行った。</p> <p>■令和4年度達成状況</p> <p>B：取り組んだが、年度計画未達成</p>	

・社会インフラ管理の適正化

実行プログラム	取組概要	年度別スケジュール					達成指標	所管部局
		R3	R4	R5	R6	R7		
19 公共工事の業務委託コストの縮減	<p>本市では、高度成長期に整備された道路や橋梁について、これまでの対症療法的な対応では修繕が短期間に集中して発生することが予測され、重い財政負担となることが懸念されることから、道路舗装や橋梁の延命化によるライフサイクルコストの縮減や修繕時期の分散化による予算の平準化へ向けて、予防保全的な修繕を取り入れた効率的で効果的な取り組みが求められている。</p> <p>限られた財源を有効に活用し、効率的な維持修繕を継続して行うため、公共工事発注に伴う経費節減への取組みが必要である。舗装補修工事の発注に伴う測量設計業務について、作業計画や現地踏査、縦横断測量や平板測量などを既存の道路台帳システム図面や航空写真などを活用することで簡素化し、業務委託にかかるコストの縮減を図る。</p> <p>小規模橋梁補修工事の発注に伴う設計業務について、既存の橋梁点検成果図面を活用し、設計積算についても実績を参考として構造規模別に標準化を図ることにより、設計委託にかかるコストの縮減を図る。</p>	<p>公共工事の業務委託コスト縮減の推進</p> <p>成果の検証・内容検</p> <p>業務委託コストの縮減 (21,100千円)</p> <p>業務委託コストの縮減 (8,700千円)</p> <p>業務委託コストの縮減 (5,100千円)</p> <p>業務委託コストの縮減 (5,100千円)</p> <p>業務委託コストの縮減 (5,100千円)</p>	<p>公共工事の業務委託コスト縮減の推進</p> <p>①測量設計業務を簡素化により担当者が行う。</p> <p>②設計積算の標準化を図り担当者が行う。</p> <p>削減目標金額は計画事業費などにより各年度毎に算出</p>	建設部建設総務課				
		<p>■令和4年度取組内容</p> <p>○建設工事等における費用対効果とコスト縮減意識は、常に意識し事業推進しなければならないが、事業のあらゆる課程で職員のコスト縮減に対する意識の定着化が図られてきている。</p> <p>○コスト縮減については、組織的な取組により現場や個人レベルでのコスト意識は向上してきており、今後においては、ライフサイクルコストを重視した取り組みによるトータルコストでの縮減を目指していく。</p> <p>○令和4年度は現道舗装事業（集中投資期間）における実施路線の増加に伴い年度目標を超える達成状況となった。</p> <p>○効果額の算定にあたっては、縮減額として計算できるもので算定しているが、行動計画の具体的な施策については貨幣換算が困難な案件も多いことから、時代の変化に合わせた実効性のある施策とするためには、実施可能な項目に絞ったリスト作成やわかりやすく算出が容易な成果指標の設定などについて、行動計画の見直しについて検討の必要がある。</p> <p>○取組効果額</p> <p>・令和4年度の見直し額 15,492千円【内訳】工事の計画・設計等の見直し</p>	<p>■令和4年度達成内容</p> <p>○効果額 15,492千円 (6,792千円超過)</p> <p>■令和4年度達成状況</p> <p>S：年度計画を超えた達成状況</p>					
20 道路や橋梁の機能保全	<p>本市では、高度成長期に整備された道路や橋梁について、これまでの対症療法的な対応では修繕が短期間に集中することが予測され、重い財政負担となることが懸念されることから、道路舗装や橋梁の延命化によるライフサイクルコストの縮減や修繕時期の分散化による予算の平準化へ向けて、予防保全的な修繕を取り入れた効率的で効果的な取り組みが不可欠である。道路については、新設整備の抑制と予防保全による舗装の延命化などにより、維持修繕費用の削減を図る。</p> <p>橋梁については、長大橋の長寿命化による維持修繕コスト縮減とその他橋梁の集約化も含めた効率的な修繕による機能維持に努める。</p> <p>急速に進展した三陸縦貫自動車道やみやぎ東北高速幹線道路の整備により広域道路のネットワークの強化が図られており、現在の交通体系の状況変化を踏まえて、今後の交通ネットワークの見直しを行い、効率的で効果的な事業実施に努める。</p>	<p>道路や橋梁の機能保全</p>	<p>■令和4年度達成内容</p> <p>○道路や橋梁の機能保全</p> <p>道路については、新設整備の抑制と予防保全による舗装の延命化などにより、維持修繕費用の削減を図る。橋梁については、長大橋の長寿命化による維持修繕コスト縮減とその他橋梁の集約化も含めた効率的な修繕による機能維持に努めた。</p> <p>○道路施設の延命化と橋梁施設の機能維持が効果的に行えるよう工夫しながら取組むことで、職員の維持管理経費の節減と業務低減への意識づけが図られた。</p>	<p>■令和4年度達成状況</p> <p>A：年度計画どおりの達成状況</p>	建設部建設総務課			

④税収・税外収入の確保
・財源の創出

実行プログラム	取組概要	年度別スケジュール					達成指標	所管部局
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7		
2 1 公共施設等を活用した広告掲載の推進	<p>これまでに、広報印刷物、市ホームページを広告媒体として有効活用し、民間企業などの広告を有料で掲載する広告事業を行ってきた。 平成26年度から公用車を活用した広告事業を行っているが、自主財源の更なる創出を目指す上では、公共施設等を有効活用した新たな広告事業についても検討を進めていく必要がある。公用車車両広告を引き続き実施するとともに、庁舎壁面広告、公共施設余剰地への広告看板の設置、広告付き玄関マット、ネーミングライツ、サポーター制度といった新たな広告媒体等の掘り起こしを行い、自主財源の創出に努める。</p>	<p style="background-color: #fce4ec;">公用車車両広告の実施、掲載車両の見直し</p> <p style="background-color: #fce4ec;">新たな広告媒体の掘り起こし、掲載の実施</p>					<p>■ R 3～R 7 広告収入合計 3,380千円 ・公用車車両広告 576千円 × 5年 = 2,880千円 ・その他 100千円 × 5年 = 500千円</p> <p>■令和4年度達成内容 ○効果額 公用車車両広告 336千円</p> <p>■令和4年度達成状況 B：取り組んだが、年度計画未達成</p>	総務部総務課
		<p>・公用車車両広告 576千円 ・その他 100千円</p> <p>・公用車車両広告 576千円 ・その他 100千円</p> <p>・公用車車両広告 576千円 ・その他 100千円</p> <p>・公用車車両広告 576千円 ・その他 100千円</p> <p>・公用車車両広告 576千円 ・その他 100千円</p>						
		<p>■令和4年度取組内容 ○広告掲載機会の提供による地域経済の活性化と市の財源確保に繋げるため、市内に事務所、店舗等を持つ個人、法人を対象に、市有財産である公用車を広告媒体とした有料広告事業を実施した。 ・対象車両 軽コックタイプ で年間走行距離が1万km以上、年間稼働日数が200日以上 ・広告掲載期間 令和4年4月1日～令和5年3月31日(12か月) ・広告料(年額) 1台48,000円 × 7台 = 336千円 ・効果額 336千円 ○その他として、ネーミングライツパートナー募集を令和5年3月に開始した。 ○車両広告について、事業者の経営状況等の変化により広告掲載数が減少した。</p>						
2 2 ふるさと応援寄附金等の推進	<p>■平成27年度において、ふるさと納税のポータルサイトである「ふるさとチョイス」に掲載し、インターネットからの申込とクレジット決済を導入したことにより、平成26年度比で件数は約39倍、金額は約17倍と飛躍的に増加した。 ■その後、「ふるさとチョイス」内での契約自治体数や返礼品数が急増したことにより、平成29年度においては、79,339千円まで落ち込んだが、平成30年度において「さとふる」と「楽天市場」に参入したことにより、122,382千円まで回復している。 ■令和元年度においては、3割以下の返礼品や地場産品の限定など統一した制度の中で、新たにスタートする競争元年であると言われており、こうした競争に対応していくためには、地域の魅力を「選ぶ」主体に適切に伝える工夫が重要となる。 ■こうしたことから、時代の変化に沿った返礼品の充実と並行し、「まちづくり」や「ヒット」にも共感をもっていただき、「寄附したい」、「応援したい」と思われるような仕組みづくりを進める必要があるとともに、更なる財源の確保に繋げるためには、ガバメントクラウドファンディングなどの新たな寄附金制度についても、導入に向けた検討を進める必要がある。 ■本市のふるさと納税応援寄附金事業をより充実したものにするため、更なる制度の拡充を図っていく。 ・寄附者との継続的な繋がりを持つ取組の強化 ・返礼品の充実に向けた取組の強化 ・露出機会を高める取組の強化 ■ガバメントクラウドファンディングなどの新たな寄附金制度について、他自治体の事例を調査した上で、メリット・デメリット等を整理し、導入に向けた方向性を決定する。</p>	<p style="background-color: #fce4ec;">ふるさと応援寄附金の促進</p> <p style="background-color: #fce4ec;">新たな寄附金制度(ガバメントクラウドファンディング等)の検討・導入</p>					<p>■寄附額の増収 577,695千円 ・R 3効果額=目標額 250,000千円 - R 1実績157,661千円 ・R 4効果額=目標額 253,000千円 - R 1実績157,661千円 ・R 5効果額=目標額 278,000千円 - R 1実績157,661千円 ・R 6効果額=目標額 280,000千円 - R 1実績157,661千円 ・R 7効果額=目標額 305,000千円 - R 1実績157,661千円 ■寄附件数の増 22,105件</p> <p>■令和4年度達成内容 ○効果額：263,181千円(20,495件)</p> <p>■令和4年度達成状況 S：年度計画を超えた達成状況</p>	まちづくり推進部 観光シティブロモーション課
		<p>○R 1実績対比 効果額92,339千円(3,493件)</p> <p>○R 1実績対比 効果額95,339千円(3,613件)</p> <p>○R 1実績対比 効果額120,339千円(4,613件)</p> <p>○R 1実績対比 効果額122,339千円(4,693件)</p> <p>○R 1実績対比 効果額147,339千円(5,693件)</p>	<p>・ふるさと応援寄附金 250,000千円 ・GCF等 3,000千円</p> <p>・ふるさと応援寄附金 250,000千円 ・GCF等 3,000千円</p> <p>・ふるさと応援寄附金 275,000千円 ・GCF等 5,000千円</p> <p>・ふるさと応援寄附金 300,000千円 ・GCF等 5,000千円</p>					
		<p>■令和4年度取組内容 ○市内事業者への働きかけを積極的に行うなど、新規返礼品の掘り起こしに務めた。 ○返礼品生産者の取組みや寄附金を活用した事業内容を紹介する活用事例集を発行し、寄附者への情報提供と継続的なつながりの構築に努めた。 ○庁内プロジェクトチームにおいて、制度のPRや寄附者の共感を得る寄附金の運用方法等について検討を行った。 ○令和4年3月に発生した福島県沖地震の災害復旧事業に係るガバメントクラウドファンディングを実施した。 ○魅力的な新規返礼品の開拓や寄附者との継続的なつながりを持つ取組の実施により、年度目標を達成した。寄附金額：420,842千円</p>						
2 3 積立基金の運用による運用益の向上	<p>本市では、積立基金の運用にあたっては、これまで安全性を担保する観点から、その多くを定期預金により運用してきた。一方、現下の経済情勢から、預金金利は低下の一途をたどり、現在の定期預金金利は、1年定期で0.002%～0.025%と非常に低い状況で、このため近年、本市での積立基金での運用益は非常に低い水準で推移している。 こうした金利環境の下で、一層の運用益の向上を図るためには、債券や株券など、より金利の高い金融商品によって運用する必要があるが、その一方で、運用上の安全性の確保、さらには原資となる基金活用を長期的に見通す必要があるなどの課題がある。令和元年度に基金運用上の課題である「資金の安全性の確保」、さらには「基金活用の長期的な見直し」などを踏まえ策定した「積立基金運用方針」を基に、毎年、基金運用計画を策定し、安全性の高い金融商品として公的機関が発行する債券を計画的に購入することで、積立基金運用による運用益の向上を図るもの。 また、債券購入に当たっては、金利情勢を注視し、有利な条件での債券購入を図ることとする。</p>	<p style="background-color: #fce4ec;">金利情勢を踏まえたうえで「積立基金運用方針」に基づき債券を計画的に購入し運用益の向上を図る</p>					<p>積立基金を原資に安全性の高い債券を計画的に購入し、運用益の向上を図る。5年間の効果額20,000千円</p> <p>■令和4年度達成内容 ○R4運用益：12,138千円 ○R1運用益(基準)：8,843千円 ○効果額：3,295千円</p> <p>■令和4年度達成状況 S：年度計画を超えた達成状況</p>	会計課
		<p>金利情勢を注視しながら、有利な条件の下での債券購入を図る(5億円程度) ※債券購入による運用益増加額 200万円</p> <p>金利情勢を注視しながら、有利な条件の下での債券購入を図る(5億円程度) ※債券購入による運用益増加額 300万円</p> <p>金利情勢を注視しながら、有利な条件の下での債券購入を図る(5億円程度) ※債券購入による運用益増加額 400万円</p> <p>金利情勢を注視しながら、有利な条件の下での債券購入を図る(5億円程度) ※債券購入による運用益増加額 500万円</p> <p>金利情勢を注視しながら、有利な条件の下での債券購入を図る(5億円程度) ※債券購入による運用益増加額 600万円</p>						
		<p>■令和4年度取組内容 ○新規債券購入 1億円(1口) ○積立基金の運用に係る運用益を確保するため、債券を令和2年度に5億円購入し、それに係る利子が令和3年度より、毎年2,230千円得ることができる。また、令和3年度に2億円、令和4年度に1億円の債券を、いずれも計画値より高い利率の債券を購入したことで、更なる運用益を確保することができた。 ○積立基金を一括運用し、金利情勢を注視しながら、計画値よりも高い利率の債券を購入することで有効的な運用益の増に努めた。 ○債券の運用期間は長期に及ぶことから、債券の購入については慎重に判断する必要がある。また、通年、繰上繰出金不足しており、積立基金からの一時繰替により支払い準備金を調達している状況等を鑑みて、新たな債券の購入については、計画値より利率の高い債券を購入することで運用益の確保に努めた。今後は、現在保有している債券をより条件の良いものに買替える等、安全性を確保しつつ効果的な運用等も検討していく。</p>						

<p>24 広報紙及びホームページへの広告掲載の推進</p>	<p>市の財源の確保と市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図るため、広報とめ及び登米市ホームページへの広告掲載を推進する必要がある。広報とめ及び登米市ホームページへの広告掲載を行う事業者を選定し、広告の掲載枠を売却する。</p>	<p style="text-align: center;">広報紙及びホームページ広告枠の売却</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">有料広告収入： 1,771千円</td> <td style="width: 20%;">有料広告収入： 1,771千円</td> <td style="width: 20%;">有料広告収入： 1,771千円</td> <td style="width: 20%;">有料広告収入： 1,771千円</td> <td style="width: 20%;">有料広告収入： 1,771千円</td> </tr> </table> <p>■令和4年度取組内容 ○市広報紙、市公式ホームページへの広告掲載代理店を選定し、広告の掲載枠を売り渡すことにより市の新たな財源の確保が図られた。広告枠は一括で売却契約し、受託者が代理店として履行したほか、令和4年度から、宝くじ公式サイトを広報紙及びホームページで紹介し、収入の確保に務めた。 ○市の資産を広告媒体として活用し、民間企業の広告を掲載することにより、新たな財源の確保だけでなく、広告主への広告掲載機会を提供することにより地域経済の活性化につながる取り組みとなった。 ○広報紙は、A4版オールカラーで市内全世帯に配布するほか、道の駅・産直、商店、宿泊施設などに設置。市公式ホームページは、バナー広告を掲載するトップページのアクセス数が月平均約53,536件（R4実績）。広告主は多くの対象に効果的な広告を行うことができる。</p>	有料広告収入： 1,771千円	有料広告収入： 1,771千円	有料広告収入： 1,771千円	有料広告収入： 1,771千円	有料広告収入： 1,771千円	<p>有料広告収入 広報紙：84.33千円×12カ月 =1,012千円 ホームページ：63.25千円× 12カ月=759千円 合計：1,771千円・効果額5 年間合計8,855千円</p> <p>■令和4年度達成内容 ○広報紙及びホームページ 広告枠の売却 効果額：1,919千円</p> <p>■令和4年度達成状況 S：年度計画を超えた達成 状況</p>	<p>まちづくり推進部 まちづくり推進課</p>
有料広告収入： 1,771千円	有料広告収入： 1,771千円	有料広告収入： 1,771千円	有料広告収入： 1,771千円	有料広告収入： 1,771千円					
<p>25 パソコンへの電子広告の導入</p>	<p>広告の掲示については、外向けの方法としてエレベータ扉、階段の登り面、自動ドア、カウンター下スペース、ガラス面などに表示することが想定される。さらには各支所等で議会中継を放映しているモニタの未使用時間にCMを放映、議会休憩中に放映などが考えられる。病院事業でも受付にモニタがあるので、同様の取組を行うことで広告収入の拡充が期待できる。</p>	<p style="text-align: center;">継続的な安定運営</p> <p style="text-align: center;">電子公告メニューの拡充</p> <p style="text-align: center;">電子広告件数の拡大</p> <p>■令和4年度取組内容 ○新グループウェア（社のoffice）への広告表示機能実装を検討したところ、不可能と判明した。このため、PCログイン画面等への広告表示の検討を実施（宮城県方式）し、Activedirectory（AD）の機能を活用することで実現可能であることが判明した。</p>	<p>パソコンに電子公告を掲載 することで収入確保を図る</p> <p>■令和4年度達成内容 ○検討により適当な広告表示 方法が確認できた。</p> <p>■令和4年度達成状況 B：取り組んだが、年度計 画未達成</p>	<p>まちづくり推進部 まちづくり推進課</p>					
<p>26 市民バス広告掲載事業</p>	<p>平成23年度から市民バス利用環境改善事業により市で上屋の整備を行ったバス停のうち、壁面のある6カ所（最大掲載数15枠）のバス停については、バス利用者にとっての訴求力が高く、企業の広告を掲載するには有効なスペースとなっている。 ・事業者から応募された広告について、市で整備したバス停（6カ所）に掲載することで、広告料収入を確保する ・バス停への掲載料については、掲載1枠につき月額5,000円を基本とする。</p>	<p style="text-align: center;">市民バスの利用促進</p> <p style="text-align: center;">車両広告の掲載・広告料収入の確保</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">・広告料収入（バス停） 420千円 （5千円×12月× 掲載見込み7枠）</td> <td style="width: 20%;">・広告料収入（バス停） 420千円 （5千円×12月× 掲載見込み7枠）</td> <td style="width: 20%;">・広告料収入（バス停） 420千円 （5千円×12月× 掲載見込み7枠）</td> <td style="width: 20%;">・広告料収入（バス停） 420千円 （5千円×12月× 掲載見込み7枠）</td> <td style="width: 20%;">・広告料収入（バス停） 420千円 （5千円×12月× 掲載見込み7枠）</td> </tr> </table> <p>■令和4年度取組内容 ○市ホームページ、広報及びコミュニティFMによる周知を行うとともに、事業者を訪問するなど掲載箇所の増加に努めた。また、要綱を改正し、年度途中からの広告掲載も可能とするなど、市民バス運行のための新たな財源の確保を推進した。 ○年度途中の申込みが増加し、年間収入額の増加につながった。</p>	・広告料収入（バス停） 420千円 （5千円×12月× 掲載見込み7枠）	・広告料収入（バス停） 420千円 （5千円×12月× 掲載見込み7枠）	・広告料収入（バス停） 420千円 （5千円×12月× 掲載見込み7枠）	・広告料収入（バス停） 420千円 （5千円×12月× 掲載見込み7枠）	・広告料収入（バス停） 420千円 （5千円×12月× 掲載見込み7枠）	<p>■広告掲載バス停数 6カ所 ■最大掲載数 15枠 ■掲載見込み数 7枠 ■広告掲載料収入 420千円×5年=2,100千円</p> <p>■令和4年度達成内容 ○目標額:420千円 ○効果額:460千円（9枠） ○達成率：109.5%</p> <p>■令和4年度達成状況 S：年度計画を超えた達成 状況</p>	<p>まちづくり推進部市民協働課</p>
・広告料収入（バス停） 420千円 （5千円×12月× 掲載見込み7枠）	・広告料収入（バス停） 420千円 （5千円×12月× 掲載見込み7枠）	・広告料収入（バス停） 420千円 （5千円×12月× 掲載見込み7枠）	・広告料収入（バス停） 420千円 （5千円×12月× 掲載見込み7枠）	・広告料収入（バス停） 420千円 （5千円×12月× 掲載見込み7枠）					

27 企業誘致の推進	<p>・財政健全化に向け、歳入の抑制だけでなく歳入の増加につながる取組みに よる財源の確保が必要である。</p> <p>・長沼第二工業団地及び登米インター工業団地への早期企業立地に向け、3 年間集中的に誘致活動を強化</p> <p>・新規立地及び市内企業への支援強化による雇用創出</p>	<p style="text-align: center;">長沼第二工業団地及び登米インター工業団地への企業立地に向けての企業誘致活動</p>					<p>新規立地企業による税収 (法人市民税、固定資産税 及び個人市民税)増加の効 果 効果額：423,651千円</p>	<p style="text-align: right;">産業経済部 地域ビジネス支援課</p>	
		<p style="text-align: center;">工業団地用地売却に向けての誘致活動強化期間</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;"> <p>・2社の新規企業立地</p> <p>・各税の収入増見込 法人市民税 130千円 固定資産税3,337千円 個人市民税2,629千円 合計 6,096千円</p> </td> <td style="width: 20%;"> <p>・2社の新規企業立地</p> <p>・各税の収入増見込 法人市民税 390千円 固定資産税9,034千円 個人市民税8,841千円 合計 18,265千円</p> </td> <td style="width: 20%;"> <p>・各税の収入増見込 法人市民税 920千円 固定資産税48,763千円 個人市民税20,785千円 合計 70,468千円</p> </td> <td style="width: 20%;"> <p>・各税の収入増見込 法人市民税 1,480千円 固定資産税125,137千円 個人市民税 44,436千円 合計 171,053千円</p> </td> <td style="width: 20%;"> <p>・各税の収入増見込 法人市民税 1,480千円 固定資産税111,853千円 個人市民税 44,436千円 合計 157,769千円</p> </td> </tr> </table>							<p>・2社の新規企業立地</p> <p>・各税の収入増見込 法人市民税 130千円 固定資産税3,337千円 個人市民税2,629千円 合計 6,096千円</p>
<p>・2社の新規企業立地</p> <p>・各税の収入増見込 法人市民税 130千円 固定資産税3,337千円 個人市民税2,629千円 合計 6,096千円</p>	<p>・2社の新規企業立地</p> <p>・各税の収入増見込 法人市民税 390千円 固定資産税9,034千円 個人市民税8,841千円 合計 18,265千円</p>	<p>・各税の収入増見込 法人市民税 920千円 固定資産税48,763千円 個人市民税20,785千円 合計 70,468千円</p>	<p>・各税の収入増見込 法人市民税 1,480千円 固定資産税125,137千円 個人市民税 44,436千円 合計 171,053千円</p>	<p>・各税の収入増見込 法人市民税 1,480千円 固定資産税111,853千円 個人市民税 44,436千円 合計 157,769千円</p>					
		<p>■令和4年度取組内容</p> <p>○長沼第二工業団地へ新たな企業が立地したことにより、法人市民税や固定資産税が増加した ことに加え、新規企業立地による雇用が創出されたことで個人市民税も増加した。</p> <p>○長沼第二工業団地に新規企業を誘致したことにより、法人市民税等の税収増加につながった が、目標値には至らなかったため、今後も積極的な誘致活動により、長沼第二工業団地への企 業立地を推進する。</p>					<p>■令和4年度達成内容</p> <p>○工業団地への誘致企業に 伴う効果額：4,978千円</p>		
							<p>■令和4年度達成状況</p> <p>B：取り組んだが、年度計 画未達成</p>		

・市保有財産の売却

実行プログラム	取組概要	年度別スケジュール					達成指標	所管部局
		R3	R4	R5	R6	R7		
28 遊休財産の活用の促進	<p>市有財産の活用及び処分等については、平成29年3月に策定した登米市 公有財産活用基本方針に基づき、公有財産等調整委員会での審議を経たの ち、遊休財産の売払い処分や貸付等を行っている。</p> <p>遊休地の処分については、公共施設等総合管理計画個別計画の推進によ り、今後、除却対象施設など新たな遊休財産が発生することが想定されるた め、積極的な貸付やインターネットを活用した売却などを推進する必要が ある。現在、無償貸付している貸付地については、借主の理解を得ながら順 次、有償貸付に切り替えを行うことで、税外収入の創出に繋げていく必要が ある。遊休財産の洗い出しにより貸付可能財産及び貸付可能財産の整理を行 う。</p> <p>売却可能財産については、境界確定等の条件整備をした後、インターネッ トなどによる一般競争入札の実施を行う。</p> <p>貸付可能財産については、広報紙やホームページで広く周知を行い、積極 的な貸付を行う。</p> <p>無償貸付している貸付地については、更新時期が到来したもから、借主 との協議の上、有償貸付に切り替え財源の創出に努める。</p>	<p style="text-align: center;">遊休財産の調査・洗出</p>					<p>■R3～R7の売却等目標 合計</p> <ul style="list-style-type: none"> ・件数：19件 ・金額：36,522千円 	<p style="text-align: right;">総務部総務課</p>
		<p style="text-align: center;">遊休財産の条件整備と利活用</p>						
		<p style="text-align: center;">遊休財産の貸付・売却</p>						
		<p>売却等件数 1件</p> <p>売却等件数 8件</p> <p>売却等件数 5件</p> <p>売却等件数 2件</p> <p>売却等件数 3件</p>	<p>売却等件数 1件</p> <p>売却等件数 8件</p> <p>売却等件数 5件</p> <p>売却等件数 2件</p> <p>売却等件数 3件</p>	<p>売却等件数 8件</p> <p>売却等件数 5件</p> <p>売却等件数 2件</p> <p>売却等件数 3件</p>	<p>売却等件数 5件</p> <p>売却等件数 2件</p> <p>売却等件数 3件</p>	<p>売却等件数 2件</p> <p>売却等件数 3件</p>		
		<p>■令和4年度取組内容</p> <p>○公有財産等調整委員会を6回開催し、私下で要望地の売却や、未利用地で貸付可能な財産を有償貸付が できるように努めた。</p> <p>○インターネットによる一般競争入札を4回実施(石越町北郷地内1件、石越町南郷地内2件、津山町柳 津地内1件、津山町横山地内3件、東和町錦織地内1件、登米町大字日根牛地内1件、中田町宝江黒沼地 内1件)したが、落札ならなかった。</p> <p>○一般競争入札(競)を3回実施(中田町宝江黒沼地内1件、登米町大字日根牛地内1件、石越町南郷地 内1件、登米町寺池核小路地内1件、豊里町上町裏地内1件、津山町柳津地内1件)し、石越町南郷地内 及び津山町柳津地内の2件が落札となった。</p> <p>○順次売却に向けた条件整備(土地境界確定等)を行うとともに、安定した財源の確保に向けて遊休財産 の売却を進めた。</p> <p>○インターネット公有財産売却システムを利用したことにより、市内外を問わず全国の利用者が応札可能 となった。</p> <p>○一般競争入札により、2件(石越町南郷地内1件、津山町柳津地内1件)が落札されたが、年度目標に 掲げていた8件(津山町横山地内)については、当該地の近隣地が売れ残っていた状況を踏まえ、他の物 件の条件整備を優先したことにより売却に繋がらず、年度目標を下回った。</p>					<p>■令和4年度達成内容</p> <p>○年度目標の8件：未売却 ○他物件(2件)：一般競 争入札により落札 ○効果額:3,500千円</p>	
							<p>■令和4年度達成状況</p> <p>B：取り組んだが、年度計 画未達成</p>	

・債権確保策の強化

実行プログラム	取組概要	年度別スケジュール					達成指標	所管部局	
		R3	R4	R5	R6	R7			
29 市税等の収納率向上	<p>長引く景気の低迷や消費増税、東日本震災などにより納付の困難な状態 が続いてきたが、これまでの市税等徴収率向上計画を着実に実行してきたこ とで、収納率は確実に上昇しているが、現年収納率が低いため、滞納繰越額 の大幅な圧縮は難しい状況となっている。</p> <p>このため、滞納繰越分の圧縮を図るためには、現年度分の徴収強化策(早 期納付勧奨や特別催告等)による新規滞納の抑制と並行して、滞納繰越分 に対する滞納処分(財産調査による差押えや捜索、不動産公売等の実施)の更 なる強化に取り組む必要がある。第1次市税等徴収率向上計画(平成21～23 年度)、第2次市税等徴収率向上計画(平成24～26年度)、第3次市税等徴 収率向上計画(平成27～29年度)、第4次市税等収納向上計画(平成30～令 和2年度)、今後も令和3年度から令和5年度までは、第5次市税等収納上 計画、令和5年度に第6次市税等収納向上計画を策定し、令和6年度から 第6次市税等収納向上計画に基づき現年度分の徴収強化を行い、滞納繰越額 の圧縮をしながら引き続き自主財源の確保に努める。</p>	<p style="text-align: center;">第5次計画の推進</p>					<p>■現年度収入の増額 66,397千円</p> <p>■滞納繰越額の減額 7,129千円</p> <p>・現年分：R1調定×(各年 度目標収納率-R1収納率 98.34%)</p> <p>・滞繰分：R1調定×(各年 度目標収納率-R1収納率 25.79%)</p>	<p style="text-align: right;">総務部税務課</p>	
		<p style="text-align: center;">第6次計画の策定</p>							
		<p>・現年：98.35%</p> <p>R1増減額：1,207千円</p> <p>・滞繰：25.85%</p> <p>R1増減額：535千円</p>	<p>・現年：98.40%</p> <p>R1増減額：7,243千円</p> <p>・滞繰：25.90%</p> <p>R1増減額：980千円</p>	<p>・現年：98.45%</p> <p>R1増減額：13,279千円</p> <p>・滞繰：25.95%</p> <p>R1増減額：1,426千円</p>	<p>・現年：98.50%</p> <p>R1増減額：19,316千円</p> <p>・滞繰：26.00%</p> <p>R1増減額：1,871千円</p>	<p>・現年：98.55%</p> <p>R1増減額：25,352千円</p> <p>・滞繰：26.05%</p> <p>R1増減額：2,317千円</p>			
		<p>■令和4年度取組内容</p> <p>○滞納整理に関する職員のスキルアップを図るための各種研修への参加、県地方税滞納整理機構への派遣 経験職員等の知識、理論、技術を習得することで徴収率の向上に努めた。</p> <p>○現年度分の徴収強化に向けて滞納繰越金額の抑制及び滞納金額の縮減のため徹底した財産調査を行い、 令和3年度に策定した「滞納処分の執行停止基準」に基づき債権の適正な管理に努めた。</p> <p>○長引くコロナ禍の影響、米価の下落等で納付困難になっている滞納者には、新たな滞納金額を増やさな いよう現年度分優先で納付に取り組んだ結果、現年度分は目標徴収率を上回ったが、滞納繰越分につい ては、目標徴収率を下回る結果となった。</p> <p>○臨戸訪問や徴収嘱託員の納付勧奨等により滞納が累積することを防ぐと同時に財産や資力がなく明らか に生活困窮と見受けられる者には資力回復期間として滞納処分の執行停止を適用する等の対応に取り組 み、徴収率の向上に努める。</p>							<p>■令和4年度達成内容</p> <p>○現年：調定額11,611,514千円× (98.58%-98.34%) = 27,868千円</p> <p>○滞繰：調定額 664,207千円× (20.33%-25.79%) = ▲36,266千 円</p>
							<p>■令和4年度達成状況</p> <p>B：取り組んだが、年度計 画未達成</p>		

<p>30 住宅使用料の収納率の向上</p>	<p>景気低迷や消費税増税により市民の経済状態に大きな影響がある中、公営住宅行政には住宅確保要配慮者の住宅セーフティネットの構築が求められている。</p> <p>文書催告や訪問催告を行うことで収納率は回復傾向にあるが、現年度の収入未済額が滞納繰越分の収入額を上回り、未納住宅使用料の大幅な圧縮には至っていない。</p> <p>今後は、未納住宅使用料の圧縮に向けて、嘱託徴収員による未納者への継続的なアプローチと適切な状況把握を行うとともに、悪質な滞納者に対しては税務課への移管並びに催告主義から申立て（民事執行）主義の滞納整理への切り替えを行い、納付者との公平・公正性の確保を図る必要がある。</p>	<table border="1"> <tr> <th colspan="5">随時催告、訪問徴収の実施による未納住宅使用料の圧縮</th> </tr> <tr> <td>・現年 市営住宅：95.50% R1増減額：290千円 定住促進住宅： 97.85% R1増減額：105千円 ・滞繰 市営住宅：17.80% R1増減額：17千円 定住促進住宅： 15.20% R1増減額：18千円</td> <td>・現年 市営住宅：95.53% R1増減額：334千円 定住促進住宅： 97.87% R1増減額：120千円 ・滞繰 市営住宅：17.81% R1増減額：20千円 定住促進住宅： 15.21% R1増減額：19千円</td> <td>・現年 市営住宅：95.56% R1増減額：377千円 定住促進住宅： 97.89% R1増減額：135千円 ・滞繰 市営住宅：17.82% R1増減額：24千円 定住促進住宅： 15.22% R1増減額：20千円</td> <td>・現年 市営住宅：95.59% R1増減額：421千円 定住促進住宅： 97.91% R1増減額：150千円 ・滞繰 市営住宅：17.83% R1増減額：27千円 定住促進住宅： 15.23% R1増減額：20千円</td> <td>・現年 市営住宅：95.62% R1増減額：464千円 定住促進住宅： 97.93% R1増減額：165千円 ・滞繰 市営住宅：17.84% R1増減額：31千円 定住促進住宅： 15.24% R1増減額：21千円</td> </tr> </table> <p>■令和4年度取組内容</p> <p>○公営住宅の入居者は高齢者や子供がいる世帯が多く、新型コロナウイルス感染症により対面での折衝が困難であったため、折衝機会を増やすために例年よりも夜間電話催告の頻度を増やした結果、未納者の納付意識の向上が図られた。</p> <p>○目標が達成できなかった市営住宅の現年度及び過年度、定住促進住宅の現年度については、コンビニ納付の周知による納付機会の拡充、督促状・催告書の送付、戸別訪問の実施、納付相談呼び出し通知の送付、連帯保証人への協力依頼及び債務履行要請、夜間電話催告等を行い未納者の納付意識の向上に努めたが、物価高騰や新型コロナウイルス感染症などの社会情勢により、納付が遅延する入居者が増加し、収納率の向上につながらなかったことが未達成の原因と考えられる。</p> <p>○目標を達成した定住促進住宅の過年度は、取組内容は未達成項目と同じだが、入居者の所得が一定以上あるため、社会情勢の影響が比較的少なく、納付が行われたことが達成の要因と考えられる。</p> <p>○コンビニ納付の周知による納付機会の拡充、督促状・催告書の送付、戸別訪問の実施、納付相談呼び出し通知の送付、連帯保証人への協力依頼及び債務履行要請、夜間電話催告等を行った。</p> <p>【令和4年度実績】</p> <p>市営住宅現年度 94.69%（実績値）－95.53%（目標値）＝-0.84% 定住促進住宅現年度 97.19%（実績値）－97.87%（目標値）＝-0.68%</p> <p>市営住宅過年度 10.30%（実績値）－17.81%（目標値）＝-7.51% 定住促進住宅過年度 16.35%（実績値）－15.21%（目標値）＝1.14%</p>	随時催告、訪問徴収の実施による未納住宅使用料の圧縮					・現年 市営住宅：95.50% R1増減額：290千円 定住促進住宅： 97.85% R1増減額：105千円 ・滞繰 市営住宅：17.80% R1増減額：17千円 定住促進住宅： 15.20% R1増減額：18千円	・現年 市営住宅：95.53% R1増減額：334千円 定住促進住宅： 97.87% R1増減額：120千円 ・滞繰 市営住宅：17.81% R1増減額：20千円 定住促進住宅： 15.21% R1増減額：19千円	・現年 市営住宅：95.56% R1増減額：377千円 定住促進住宅： 97.89% R1増減額：135千円 ・滞繰 市営住宅：17.82% R1増減額：24千円 定住促進住宅： 15.22% R1増減額：20千円	・現年 市営住宅：95.59% R1増減額：421千円 定住促進住宅： 97.91% R1増減額：150千円 ・滞繰 市営住宅：17.83% R1増減額：27千円 定住促進住宅： 15.23% R1増減額：20千円	・現年 市営住宅：95.62% R1増減額：464千円 定住促進住宅： 97.93% R1増減額：165千円 ・滞繰 市営住宅：17.84% R1増減額：31千円 定住促進住宅： 15.24% R1増減額：21千円	<p>■現年度収入の増額 累計 2,561千円 ・市営住宅 1,886千円 ・定住促進住宅 675千円</p> <p>■滞納繰越の減額 累計 217千円 ・市営住宅 119千円 ・定住促進住宅 98千円</p> <p>・現年分：R1調定×（各年度目標収納率－R1収納率）市営住宅95.30% 定住促進住宅97.71%） ・滞繰分：R1調定×（各年度目標収納率－R1収納率）市営住宅17.75% 定住促進住宅14.97%）</p> <p>■令和4年度達成内容</p> <p>○現年 ・市営： -779千円 ・定住： -353千円 ○滞繰 ・市営： -2,536千円 ・定住： 110千円</p> <p>■令和4年度達成状況 B：取り組んだが、年度計画未達成</p>	<p>建設部住宅都市整備課</p>
随時催告、訪問徴収の実施による未納住宅使用料の圧縮														
・現年 市営住宅：95.50% R1増減額：290千円 定住促進住宅： 97.85% R1増減額：105千円 ・滞繰 市営住宅：17.80% R1増減額：17千円 定住促進住宅： 15.20% R1増減額：18千円	・現年 市営住宅：95.53% R1増減額：334千円 定住促進住宅： 97.87% R1増減額：120千円 ・滞繰 市営住宅：17.81% R1増減額：20千円 定住促進住宅： 15.21% R1増減額：19千円	・現年 市営住宅：95.56% R1増減額：377千円 定住促進住宅： 97.89% R1増減額：135千円 ・滞繰 市営住宅：17.82% R1増減額：24千円 定住促進住宅： 15.22% R1増減額：20千円	・現年 市営住宅：95.59% R1増減額：421千円 定住促進住宅： 97.91% R1増減額：150千円 ・滞繰 市営住宅：17.83% R1増減額：27千円 定住促進住宅： 15.23% R1増減額：20千円	・現年 市営住宅：95.62% R1増減額：464千円 定住促進住宅： 97.93% R1増減額：165千円 ・滞繰 市営住宅：17.84% R1増減額：31千円 定住促進住宅： 15.24% R1増減額：21千円										
<p>31 学校給食費の収納率の向上</p>	<p>学校給食費の滞納額は、平成30年度で28,292千円（現年度分3,969千円、滞納繰越分24,323千円）となっている。滞納者に文書や電話での催告に加え、徴収嘱託員を2名配置して専門的に訪問による滞納給食費の徴収に努めているが、景気低迷や消費税増税等により経済的に影響を受けている保護者もあり、滞納額はまだまだ28,000千円を超える状態にある。</p> <p>滞納繰越分が拡大しないよう、特に現年度分の収納率の向上に努めていく必要がある。</p>	<table border="1"> <tr> <th colspan="5">随時催告、訪問徴収の実施による未納学校給食費の圧縮</th> </tr> <tr> <td>・現年：98.86% R1増減額：685千円 ・滞繰：15.02% R1増減額：8千円</td> <td>・現年：98.87% R1増減額：713千円 ・滞繰：15.04% R1増減額：14千円</td> <td>・現年：98.88% R1増減額：740千円 ・滞繰：15.06% R1増減額：20千円</td> <td>・現年：98.89% R1増減額：768千円 ・滞繰：15.08% R1増減額：25千円</td> <td>・現年：98.90% R1増減額：795千円 ・滞繰：15.10% R1増減額：31千円</td> </tr> </table> <p>■令和4年度取組内容</p> <p>○給食センターにおいて、毎月、現年度分未納者に督促状を送付し、通知及び連絡を行ったほか、随時の納付催告として、電話による催告を実施した。</p> <p>○9月と2月に、学校教育課、給食センター、徴収嘱託員が連携した重点行動を実施した。</p> <p>○子育て支援課との連携による児童手当からの徴収を実施した。</p> <p>○未納解消重点行動を実施し未納分の給食費の納付を促したが、コロナ感染や物価高騰などによる生活困窮を理由とした未納者が多く滞納額の減には至らなかった。</p> <p>○徴収嘱託員による未納者への訪問徴収を実施しているが、訪問しても対象者に会えず、徴収できないケースが増加した。また、新型コロナウイルス感染症により、訪問対象者が陽性又は濃厚接触者になったため、納付勧奨できないケースも多くあった。</p> <p>○納付促進のため督促状や催告書に未納分納付書の同封を試み、一定程度の効果はあったものの目標額達成には至らなかった。</p>	随時催告、訪問徴収の実施による未納学校給食費の圧縮					・現年：98.86% R1増減額：685千円 ・滞繰：15.02% R1増減額：8千円	・現年：98.87% R1増減額：713千円 ・滞繰：15.04% R1増減額：14千円	・現年：98.88% R1増減額：740千円 ・滞繰：15.06% R1増減額：20千円	・現年：98.89% R1増減額：768千円 ・滞繰：15.08% R1増減額：25千円	・現年：98.90% R1増減額：795千円 ・滞繰：15.10% R1増減額：31千円	<p>・現年度収入の増額 3,701千円 ・滞納繰越の減額 98千円</p> <p>現年分：R1調定×（各年度目標収納率－R1収納率 98.61%） ・滞繰分：R1調定×（各年度目標収納率－R1収納率 14.99%）</p> <p>■令和4年度達成内容</p> <p>○現年：調定額 292,823千円×（98.06%－98.61%）＝1,611千円減 ○滞繰：調定額 31,175千円×（10.56%－14.99%）＝1,381千円減</p> <p>■令和4年度達成状況 B：取り組んだが、年度計画未達成</p>	<p>教育委員会 西部学校給食センター</p>
随時催告、訪問徴収の実施による未納学校給食費の圧縮														
・現年：98.86% R1増減額：685千円 ・滞繰：15.02% R1増減額：8千円	・現年：98.87% R1増減額：713千円 ・滞繰：15.04% R1増減額：14千円	・現年：98.88% R1増減額：740千円 ・滞繰：15.06% R1増減額：20千円	・現年：98.89% R1増減額：768千円 ・滞繰：15.08% R1増減額：25千円	・現年：98.90% R1増減額：795千円 ・滞繰：15.10% R1増減額：31千円										

(2) 行政運営の効率化

①人口変動、社会情勢に適應した行政組織の構築

・行政組織の効率化と職員の育成

実行プログラム	取組概要	年度別スケジュール					達成指標	所管部局				
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7						
3 2 時代に相応しい行政組織への見直し	<p>組織機構については、これまで出張所の廃止や課の整理統合など、行政需要に合わせ順次見直しを行い、合併当初5部58課であった市長部局の組織は、平成27年4月には5部33課3室、令和2年4月現在には5部30課1室となっている。</p> <p>これからも、登米市まちづくり基本条例で規定する「市民が主体のまちづくり」、「住み良い地域社会の実現」を目指すため、第二次登米市総合計画の基本理念である協働による登米市の持続的な発展を踏まえ、市民協働による地域づくりを推進するとともに、市民にとって分かり易く、親しみやすい組織体制づくりが必要であり、更なる組織体制の簡素・効率化を進め、市民の利便性の向上と、市民と行政が共に公共サービスを担っていく仕組みづくりを構築することが必要である。</p>	<p style="text-align: center;">市民の利便性の向上と効率的で実効性のある行政組織への見直し</p>					<p>市民にとって分かり易く、親しみやすい組織づくりを図るとともに、市民との協働による地域づくりを推進する組織体制を構築する。</p>	総務部人事課				
		<ul style="list-style-type: none"> ・類似業務の整理・統合や政策立案体制の充実を図るとともに、本庁組織及び総合支所の業務について順次改善する。 ・市民や地域との協働によるまちづくりや民間活力を活用した公共サービスの構築を進める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本庁組織及び総合支所の業務について順次改善する。 ・市民や地域との協働によるまちづくりや民間活力を活用した公共サービスの構築を進める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本庁組織及び総合支所の業務について順次改善する。 ・市民や地域との協働によるまちづくりや民間活力を活用した公共サービスの構築を進める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本庁組織の業務改善及び総合支所の在り方を検討する。 ・市民や地域との協働によるまちづくりや民間活力を活用した公共サービスの構築を進める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本庁組織の業務改善及び総合支所の在り方を見直す。 ・市民や地域との協働によるまちづくりや民間活力を活用した公共サービスの構築を進める。 						
3 3 定員管理の適正化	<p>これまで、第1次、第2次及び第3次登米市定員適正化計画を策定し、登米市行財政改革実施計画で示していた平成28年度以降5年間の職員削減目標60人（市全体23人）を念頭に定員管理を行い、職員数の削減に取り組んできたところであり、平成28年度当初の職員数では782人（市全体1,404人）に対し、令和2年度の下水道事業に係る地方公営企業法の規定の全部適用もあり、令和3年度当初の職員数は694人（市全体1,349人）、職員の削減数は88人（市全体55人）となった。</p> <p>今後も、第二次登米市総合計画の基本理念である「協働による登米市の持続的な発展」を踏まえ、市民協働による地域づくりを推進するとともに、市民にとって分かり易く、親しみやすい組織体制づくりが必要であり、同時に将来的な人口の減少や地方分権の進展による国・県の権限移譲による事務量の増加及びこれまでの職員採用の抑止に伴う年齢構成バランスの改善を図らなければ、人材育成や人事管理に大きな支障を来す恐れがあることから、今後の定員管理に当たっては、これらの事情にも配慮していかなければならない。</p> <p>なお、本市の厳しい財政状況を踏まえ、本庁及び総合支所が担っている事務事業の抜本的な見直しを行うなど、将来に向かって持続可能な組織体制の在り方を検討しており、以降の定員管理に当たって適切に反映していくものとする。</p>	<p style="text-align: center;">市民ニーズに則したスリムで効率的な行政組織への見直し</p>					<p>定員適正化計画に基づく定員管理 ・令和3年4月1日の職員数 （登米市全体1,352人、市長部局等 695人） ・令和3年度から令和7年度までの削減数 （登米市全体25人、市長部局等 △3人）</p>	総務部人事課				
		<ul style="list-style-type: none"> ・業務の民間委託、指定管理者制度の活用 ・計画的な職員採用 ・市民や地域との協働によるまちづくりや民間活力を活用した公共サービスの構築 	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の民間委託、指定管理者制度の活用 ・計画的な職員採用 ・市民や地域との協働によるまちづくりや民間活力を活用した公共サービスの構築 	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の民間委託、指定管理者制度の活用 ・計画的な職員採用 ・市民や地域との協働によるまちづくりや民間活力を活用した公共サービスの構築 	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の民間委託、指定管理者制度の活用 ・計画的な職員採用 ・市民や地域との協働によるまちづくりや民間活力を活用した公共サービスの構築 	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の民間委託、指定管理者制度の活用 ・計画的な職員採用 ・市民や地域との協働によるまちづくりや民間活力を活用した公共サービスの構築 						
3 4 人材育成型人事評価システムの推進	<p>地方分権の一層の進展と高度化・多様化する市民の行政ニーズに対応し、市民に身近な行政サービスを提供するという自治体の役割はますます増してきている。また、少子高齢化が加速するなか、人口の減少に伴う財政資源の減少に対応するよう、さらなる行政組織の簡素化・効率化を推進する必要がある。個々の職員には、高い事務処理能力に加え、自ら課題を発見し、考え（調査分析し）、実践（行動）する能力が求められ、組織はそうした人材を育成する必要がある。</p> <p>このような中、登米市人材育成基本方針を平成18年3月に策定し、「常に現状を見つめなおす（自律行動型）の職員の育成」を基本理念としていることから、今後更に職員一人一人の個性や能力に応じた能力開発と人材育成に取り組むとともに、より公正かつ公平な視点から従来の勤務評定に代わり、客観性、透明性の高い人事評価制度を構築する必要がある。</p> <p>このため、目標管理型人事評価制度を起点に、本市の将来を担う人材育成や組織の活性化に取り組み、職員一人ひとりの能力や実績を職員がその担当する業務において、目標管理の手法を用い、「遂行課程で発揮した能力」や「その達成状況や取組内容」を適正に評価することにより、職員一人ひとりの職務遂行や自己啓発を促し、職員の人材育成と組織の活性化を図る必要がある。</p>	<p style="text-align: center;">人材育成型人事評価システムの推進</p>					<p>人材育成及び人材活用による長期的、継続的組織力の構築 人材育成型人事評価制度を用いながら、職員一人一人の能力開発と人材育成に努める。</p>	総務部人事課				
		<ul style="list-style-type: none"> ・目標管理型人事評価システムの試行、検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・目標管理型人事評価システムの本格実施、制度の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ・目標管理型人事評価システムの本格実施、制度の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ・目標管理型人事評価システムの本格実施、制度の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ・目標管理型人事評価システムの本格実施、制度の見直し 						
		<p style="text-align: center;">令和4年度取組内容</p> <p>○第4次登米市定員適正化計画の取り組み1年目であり、計画に基づきながら課及び係の再編等による組織運営の効率化・スリム化を進めるとともに、職員をより優先度の高い施策の遂行や課題解決のための要員に振り向けるなど、行政需要の変化に対応した任用・配置を行った。</p> <p>○地方分権等により市が担う業務が増加傾向にあり、将来的な組織運営に影響があることから、計画的な職員採用を行ったところである。組織改編により課・係の再編により業務を効率的に行える体制の整備を進めることができたが、想定外の自己都合退職者もあって、計画数より4人増の削減数となっている。</p>									<p>令和4年度実績：4人 （計画692人）達成率100.5%</p> <p>○計画年度実績：5人 （計画3人）達成率166.7%</p>	
		<p style="text-align: center;">令和4年度取組内容</p> <p>○人材育成を基本とした人事評価の構築を図るため、平成20年度から人材育成型人事評価システムの試行を実施してきたところである。これまでの人事評価システムを検証し、新たな人材育成型人事評価システムを構築するための見直し期間として、他自治体の導入状況の把握と導入事例の収集を行い素案の検討を進めた。</p> <p>○本年度も、登米市人材育成基本方針で示す「常に現状を見つめ直す自立行動型の職員の育成」を目指した、新たな人材育成型人事評価システムを構築できるよう検討を行ったところである。継続的な研修会や人事評価の試行実施などを含め、本格実施に向けた検討を重ねていくこととする。</p>									<p>令和4年度達成内容</p> <p>○新たな人事評価システムを構築するため、見直し期間とし随時検討を進めた。</p>	
							<p>令和4年度達成状況</p> <p>B：取り組んだが、年度計画未達成</p>					

35 職員研修の充実	<p>少子・高齢化や高度情報化等により、市民にとってより身近な行政機関である市役所の果たす役割は年々変化しており、市役所に対する市民からの期待や要望は多様化している。また、職員数の削減に伴い、一人の職員が担う役割や負担が増加傾向にあるとともに、社会経済情勢や多様な情報手段の進展により、職員はこれまで以上に高い倫理観を持ち、適正かつ確に職務を遂行する事が求められている。</p> <p>これらに対応するため、本市では、これまでも適切な人員確保や専門の人員の育成に努めてきたところであるが、厳しさを増す財政状況の中、組織の簡素化や業務効率の向上を図ることが急務となっている。</p> <p>そのため、職員が前例やこれまでの慣習にとらわれず、成果重視の行政サービスを追求し、行政課題に的確に対応した政策立案能力や業務遂行能力を身に付けるとともに、その使命を全うするための倫理保持について、これまでを改め強く推進する必要がある。</p>	<p style="text-align: center;">自立行動型職員の育成に向けた研修の充実</p>					<p>計画的な研修実施による人材の育成 常に現状を見つめ直す「自律行動型」職員の育成を図るため、登米市人材育成基本方針に基づいた研修計画を毎年度策定し、計画に沿った内容の研修を実施する。</p>	総務部人事課
		<p>・職員研修実施計画の策定（毎年度）</p> <p>・派遣研修・市単独研修の実施</p>	<p>・職員研修実施計画の策定（毎年度）</p> <p>・派遣研修・市単独研修の実施</p>	<p>・職員研修実施計画の策定（毎年度）</p> <p>・派遣研修・市単独研修の実施</p>	<p>・職員研修実施計画の策定（毎年度）</p> <p>・派遣研修・市単独研修の実施</p>	<p>・職員研修実施計画の策定（毎年度）</p> <p>・派遣研修・市単独研修の実施</p>		
		<p>■令和4年度取組内容</p> <p>【他機関主催研修】（受講者・派遣者数） 宮城県市町村職員研修所階層別研修・専門研修等（141人）、派遣研修（11人）＜国・宮城県：3人、民間団体：1人、自治大学校：1人、東北自治研修所：1人、市町村アカデミー：5人＞</p> <p>【登米市主催研修】（受講者数） 新規採用職員研修（42人）、コーチング研修（38人）、コンプライアンス研修（200人）、男性の育児休業促進研修（70人）、広域行政圏市町村職員等研修（83人） ○宮城県市町村職員研修所では、新型コロナウイルス感染症の影響により抑制していた定員数を一定数増やし、日程数を調整したことから、前年度より多くの職員が研修を受講することができた。ただし、階層別研修は優先的に実施することとされたが、専門研修についてはいまだ限定して実施している状況にあり、今後も各市町村からの受講希望者数は年々増加傾向にあるため、受講者数が制限される可能性があることから、より各種研修の効果に配慮した計画的な職員の参加を推進していく必要がある。</p>						
<p>■令和4年度達成内容</p> <p>○職員研修実施計画に基づき、職場研修及び職場外研修を実施するとともに、国・県等への研修派遣を実施し、職員の資質向上と能力開発を図った。</p>						<p>■令和4年度達成状況</p> <p>A：年度計画どおりの達成状況</p>		
<p>・人件費等の適正化</p>								

実行プログラム	取組概要	年度別スケジュール					達成指標	所管部局
		R3	R4	R5	R6	R7		
36 職員人件費の削減	<p>行政サービスの向上と経費削減の両立を図るため、指定管理者制度の活用や民間事業者等への委託、民営化への転換など民間活力の活用を促進し、これまでも相当数の職員を削減したところであるが、更なる将来の財政規模の縮小に踏み込む必要があることから、人件費の削減についても不可避とし、最小限の人員で多様な行政課題に対応していかなければならない。</p> <p>こうした財政規模に見合った行財政構造への転換が迫られていることから、選択と集中による業務の抜本的な見直しを行うとともに、簡素で効率的な組織体制の再構築を図り、職員人件費の削減に繋げる必要がある。</p> <p>なお、公的年金の支給開始年齢が段階的に65歳へと引き上げられたことに伴い導入された再任用制度においては、再任用の希望に応じる必要があることから、適正な定員管理及び職員配置に特に努める必要がある。</p>	<p style="text-align: center;">計画的な人件費の削減</p> <p style="text-align: center;">第4次登米市定員適正化計画(R3～R7)</p>					<p>実施計画期間内におけるの削減目標額の達成</p> <p>■定員適正化計画に基づく計画的な人件費の削減 ・令和3年度～令和7年度までの削減額 810,000千円</p>	総務部人事課
		<p>・人件費見込：5,600,000千円 ※R元増減額：△90,000千円</p>	<p>人件費見込：5,560,000千円 ※R元増減額：△130,000千円</p>	<p>・人件費見込：5,540,000千円 ※R元増減額：△150,000千円</p>	<p>・人件費見込：5,490,000千円 ※R元増減額：△200,000千円</p>	<p>・人件費見込：5,450,000千円 ※R元増減額：△240,000千円</p>		
		<p>■令和4年度取組内容</p> <p>○第4次定員適正化計画に基づき、適正な定員管理及び職員配置、効果的で実効性の高い組織機構の改編により、人件費の抑制を図った。 ○職員人件費の削減により、財政健全化に一定の効果を得られた。 ○令和元年度と比較して540,000千円の削減となった。これは、年度別定員管理で見込んでいない自己都合や餉奨による退職者の増加によるものほか、退職手当負担金の負担率の減によるものである。</p>						
<p>■令和4年度達成内容</p> <p>○消防費を除く一般会計及び特別会計の見込総額：5,150,000千円～5,690,000千円=540,000千円削減</p>						<p>■令和4年度達成状況</p> <p>S：年度計画を超えた達成状況</p>		
<p>②スマート行政の推進</p> <p>・ICTの導入による業務効率化の推進</p>								

実行プログラム	取組概要	年度別スケジュール					達成指標	所管部局
		R3	R4	R5	R6	R7		
37 RPAやAIなどの新しい技術の導入推進	<p>これまで行政システムの多くは、主に基幹的な業務に導入され、業務の作業量や優先順位、コストが見合わないなどの観点からシステム化が見送られてきた業務もある。RPA（ソフトウェア型ロボットによる業務の自動化）はこうしたシステム化が見送られてきた手作業の業務プロセスを、比較的低コストかつ短期間で導入できるという特徴がある。</p> <p>また、AI（人工知能）は、機械が自ら感知・理解・行動し学習していくことを可能にする技術で、AI-OCRやAIチャットボットなど、実用化に向け実証実験が行われているツールがあり、今後も安定した行政サービスを持続していくうえでAIの活用が必要となっている。</p> <p>一定のルールで行われる検索や膨大なデータ入力といった作業を、いかに正確に効率的に行うかが業務時間削減の課題となっている。</p>	<p style="text-align: center;">RPAの運用</p> <p style="text-align: center;">AIの実証実験・効果検証</p> <p style="text-align: center;">PDCAサイクルによる運用の見直し</p>					<p>RPAによる業務プロセスを自動化することで、業務時間の削減と、業務処理の正確性を向上させる。</p> <p>AIツールの実証実験数 年1回効果的なAIツール導入 最終年までに1件</p>	まちづくり推進部 まちづくり推進課
		<p>・RPAの運用と効果測定</p>	<p>・RPAの運用と効果測定</p>	<p>・RPAの運用と効果測定 ・AIツールの実証実験 1回</p>	<p>・RPAの運用と効果測定 ・AIツールの実証実験 1回</p>	<p>・RPAの運用と効果測定 ・AIツールの実証実験 1回 ・効果的なAIツールの導入 1件</p>		
		<p>■令和4年度取組内容</p> <p>○RPAによる業務の効率化の推進については、令和元年度から令和3年度の3年間の取組として実施してきたところだが、費用対効果が見込めない等の理由から令和4年度は未実施。現在、宮城県で共同利用可能なRPAツールの導入を検討しており、情報収集を継続する。 ○計画を前倒しし、AI会議録システムの活用について実証実験を行い、一定の効果が見込めた。</p>						
<p>■令和4年度達成内容</p> <p>○AI会議録システムの実証実験の実現</p>						<p>■令和4年度達成状況</p> <p>S：年度計画を超えた達成状況</p>		
<p>②スマート行政の推進</p> <p>・ICTの導入による業務効率化の推進</p>								

38 ICTを活用した効率的な業務運営の推進	<p>本市は合併以来、3本庁9支所の体制を維持し、機能を分散する形で業務が行われてきた。機能の分散は、庁舎間移動に多くの時間が割かれるなど非効率な面があることから、ICTを活用して効率的に業務が行えるように取り組む。</p> <p>庁舎のWi-Fi化を図り、パソコンをノートパソコンに転換することにより、庁舎内での端末移動を可能にし、会議や打合せ等での紙資料配布を省略する。</p> <p>会議室等に大型モニターやプロジェクターを設置し、資料をモニター等に表示することで紙ベース資料を廃止する。</p>	<p>Wi-Fi化の拡充</p> <p>ペーパーレス会議の拡充</p> <p>テレワークの検討</p> <p>テレワークの実証実験</p> <p>可能な部署でのテレワーク導入</p>					<p>大型モニターを活用したペーパーレス会議の開催 テレワークの検討・実証試験・効果測定</p>	<p>まちづくり推進部 まちづくり推進課</p>
		<p>・ペーパーレス会議の拡充、テレワークの検討</p>	<p>・ペーパーレス会議の拡充、テレワークの実証実験と効果測定</p>	<p>・ペーパーレス会議の拡充、テレワークの実証実験と効果測定</p>	<p>・ペーパーレス会議の拡充、テレワークの実施</p>	<p>・ペーパーレス会議の拡充、テレワークの実施</p>		
		<p>■令和4年度取組内容</p> <p>○令和3年度に整備した無線化端末（ノート型情報系パソコン）の効果的活用方法を周知した。</p> <p>○ペーパーレス端末（ノート型パソコン）17台を必要に応じて貸与した。</p> <p>○無線化端末及びペーパーレス端末の活用について周知、機器を貸与する等の取組により、ペーパーレス会議の実施が推進された。</p>						
					<p>■令和4年度達成状況</p> <p>A：年度計画どおりの達成状況</p>			

・マイナンバーカードの利用促進

実行プログラム	取組概要	年度別スケジュール					達成指標	所管部局
		R3	R4	R5	R6	R7		
39 コンビニエンスストアでの証明書等の交付サービスの推進	<p>市民の就業時間や生活スタイルは多様化している。市役所までのアクセスが不便、平日の日に休みが取得できない、遠隔地に滞在しているなど住民票の写しや印鑑登録証明書、税証明書の取得のため開庁時間内に来庁できない方への対応策として、現在、電話予約や郵便請求により諸証明を交付している。</p> <p>しかし、開庁時間内に電話予約を入れたり郵便請求の手続も大変複雑であり、来庁せず日曜祝日も即時に証明書等を取付できる交付方法を検討し、推進しているが、コンビニ交付に必要な個人番号カードの普及率が低調である。令和1年に「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針」の政府決定により、令和4年度までにほとんどの住民が個人番号カードを保有することとなり保持者が増加すれば連動してコンビニでの証明書交付も増加すると見込まれる。</p> <p>円滑なカード取得のための環境を整える必要と、さらなる利用環境の整備が必要となる。</p>	<p>個人番号カード交付(H28.1月～)</p>					<p>個人番号カードを利用したコンビニエンスストアでの証明書の交付をH28.9.1から開始した。コンビニ交付を推進するため、個人番号カード保持者の増加を図る。円滑化計画によりR5年度までにほとんどの住民がマイナンバーカードを保有するとして本市では年間23,400枚の交付を指標とする。</p>	<p>市民生活部市民生活課</p>
		<p>■個人番号カード交付 ・月1,950枚×12ヶ月＝23,400枚（累計23,400枚）</p>	<p>■個人番号カード交付 ・月1,950枚×12ヶ月＝23,400枚（累計46,800枚）</p>	<p>■個人番号カード交付 ・月1,950枚×12ヶ月＝23,400枚（累計70,200枚）※H27～R5 累計78,200枚</p>	<p>■個人番号カード交付 ■電子証明書更新</p>	<p>■個人番号カード交付 ■電子証明書更新</p>		
		<p>■令和4年度取組内容</p> <p>○開庁時間に個人番号カードを受領出来ない方へ平日の時間外交付や休日交付の対応を行った。</p> <p>○個人番号カードの利便性周知のため、総合支所にパンフレットやリーフレット及びポケットティッシュを配置した。</p> <p>○令和5年二十歳の集いにおいてリーフレットを配布した。</p> <p>○個人番号カード未申請者を対象に申告会場等での申請サポート（写真撮影無料）及び申請受付を行ったほか、ワクチン接種会場や申告会場等で積極的にカードの申請サポートを実施したことにより、申請の増加に繋がった。目標値には達成しなかったものの、交付件数は前年度を大きく上回った。</p>						
					<p>■令和4年度達成状況</p> <p>B：取り組んだが、年度計画未達成</p>			

③経費の節約、業務の効率化の推進
・経費の節約等

実行プログラム	取組概要	年度別スケジュール					達成指標	所管部局
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7		
4 0 公用車の購入経費・維持管理経費の削減	<p>公用車については、公用車自動車更新計画に基づき、原則として軽自動車への切替を進めるとともに、長距離移動（出張等）が伴う車両についても、普通ハイブリッド車から小型ハイブリッド車への切替を進めることで、購入費及び維持管理経費の削減を図っていく。</p>	<p style="background-color: #e0e0ff;">公用車の購入経費・維持管理経費の削減</p>					<p>■小型自動車から軽自動車への切替え ■普通ハイブリッド車から小型ハイブリッド車への切替え ■小型自動車から軽自動車への切替え10台 ○更新に伴う効果額（購入額）：10,810千円（1,081千円/台） ○更新に伴う効果額（維持費）：1,134千円（42千円/台・年） ■普通ハイブリッド車から小型ハイブリッド車への切替え4台 ○更新に伴う効果額（購入額）：3,200千円（800千円/台）</p>	総務部総務課
		<p>・小型自動車から軽自動車への切替え 2台 2,162千円 ・小型自動車から軽自動車への切替えによる維持管理費削減額 累計2台 84千円</p>	<p>・普通ハイブリッド車から小型ハイブリッド車への切替え 4台 3,200千円 ・小型自動車から軽自動車への切替えによる維持管理費削減額 累計2台 84千円</p>	<p>・小型自動車から軽自動車への切替え3台 3,243千円 ・小型自動車から軽自動車への切替えによる維持管理費削減額 累計5台 210千円</p>	<p>・小型自動車から軽自動車への切替え3台 3,243千円 ・小型自動車から軽自動車への切替えによる維持管理費削減額 累計8台 336千円</p>	<p>・小型自動車から軽自動車への切替え2台 2,162千円 ・小型自動車から軽自動車への切替えによる維持管理費削減額 累計10台 420千円</p>		
		<p>■令和4年度取組内容 ○6台（購入5台、寄付1台）の公用車を更新し、そのうち1台は小型自動車から軽自動車へ切替えた。 →軽自動車への切替えによる効果額：（購入額1,081千円+維持費42千円）×1台=1,123千円 ○公用自動車の適正配置に努めたことにより、事務事業の円滑な執行に繋がった。また、普通自動車から軽自動車への切替えを行ったことで、購入費及び維持管理経費の削減が図られた。 ○低公害車（PHV）の購入を予定したが、モデルチェンジによる旧型車の受注停止及び新型車の納期の長期化により、年度内の納入が間に合わず購入を断念した。</p>						
4 1 電気料金の削減	<p>従来、自然独占とされてきた電気事業において、市場参入規制を緩和し市場競争を導入する電力自由化に移行されたことを背景に、市内公共施設における継続的な電気料金の削減、環境に配慮した電力調達及び災害時における電力調達の複層化を図るため、東北電力から新電力業者への切り替えを進めてきた。 現在、電気事業においては、東北電力を含めた電力業者間の競争が益々激化し、様々な料金プランが提供されていることから、こうした業界の動向を注視し、削減効果の高い電力事業者と契約することは、厳しい財政状況にある本市として必要な取組である。 電気料金の削減効果を最大限に発揮できる電力事業者と契約するため、令和元年度において新電力事業者と契約している高圧供給81施設について、3年間を履行期間とした入札を実施する。</p>	<p style="background-color: #e0e0ff;">有利な料金プランの選定</p> <p style="background-color: #e0e0ff;">追加導入施設の検討</p>					<p>■電気料金削減効果額（特別料金プラン適用） ・施設数：高圧供給81施設 +削減効果額：148,185千円（29,637千円×5年）</p>	総務部総務課
		<p>・81施設の電気料金の削減（削減効果額：29,637千円） ・追加導入施設の検討</p>	<p>・81施設の電気料金の削減（削減効果額：29,637千円） ・追加導入施設の検討</p>	<p>・81施設の電気料金の削減（削減効果額：29,637千円） ・追加導入施設の検討</p>	<p>・81施設の電気料金の削減（削減効果額：29,637千円） ・追加導入施設の検討</p>	<p>・81施設の電気料金の削減（削減効果額：29,637千円） ・追加導入施設の検討</p>		
		<p>■令和4年度取組内容 ○㈱ホープエナジーが破産したため、契約していた11施設が、令和4年3月22日から最終保障供給契約、令和4年11月1日から東北電力の標準メニューに切替えとなった。 ○㈱エネットと引き続き契約している78施設は、26,196千円の削減効果があったものの、㈱ホープエナジーと契約していた11施設については、契約の切替えにより、契約前単価より高価な基本料金単価となり、2,303千円の増額となった。 ○一定の削減効果効果はあったものの、一部新電力会社の破産により、削減効果が減少した。</p>						
4 2 公共施設等のLED化の推進	<p>本市の保有する建物公共施設は、令和2年度ベースで655施設であり、施設のポテンシャルを最大限に生かすつつ、固定経費の削減が公共施設マネジメント上で重要な施策となっている。 特に、東日本大震災以降、電力需要の抑制は社会的な要請となっており、光熱水費削減に有効なLED照明は、電力消費量が小さく長寿命で更新頻度も低いことから、環境負荷が小さい。 また、近年、LED照明の性能は著しく向上し、イニシャルコストも下落していることから、LED等照明の普及を図ることにより電力消費量の軽減及び温室効果ガスの排出量削減に努め、もって地球温暖化対策を推進する。</p>	<p style="background-color: #e0e0ff;">LED化の推進</p>					<p>電気料金の削減 ■ R 3～R 7 55施設</p>	総務部総務課
		<p>スポーツ施設 10施設 その他教育施設 5施設</p>	<p>庁舎 9施設 保健施設 4施設</p>	<p>レクリエーション・観光施設 13施設 産業施設 14施設</p>				
		<p>■令和4年度取組内容 ○水銀灯の製造・輸出入が令和2年12月末をもって原則禁止となったことから、市内の公共施設等に使用されている水銀灯の照明機器についてLED化を図る。 ○イニシャルコストの削減と予算の平準化を図るため、民間事業者との10年間のリース契約で施工し、公共施設等の個別分類ごと計画的にLED化に向けて整備を行う。 ・令和2年度に57施設の照明設備をLED化（令和3年度からリース開始） ・令和3年度に58施設の照明設備をLED化（令和4年度からリース開始） ・令和4年度に95施設の照明設備をLED化（令和5年度からリース開始） ○効果 ・令和3年度リース料（57施設分）20,897千円-LED化による電気料削減見込額27,073千円=△6,176千円（財政負担軽減額） ・令和4年度リース料（58施設分）7,582千円-LED化による電気料削減見込額9,666千円=△2,084千円（財政負担軽減額）</p>						
					<p>■令和4年度達成内容 ○目標施設数：13施設 ○実績施設数：95施設 効果額：8,260千円の財政負担軽減</p>	総務部総務課		
					<p>■令和4年度達成状況 S：年度計画を超えた達成状況</p>			

4.3 パソコン等の超低コスト調達	<p>業務システムは行政運営の重要な基盤であり、各組織内の関連のある部署を連携させるなど情報システムのより良い在り方を全庁的に検討することが求められている。</p> <p>しかしながら、ハイスペックPCの導入により端末の高額化が進み、端末購入自体に多額の経費が掛かっている現状にあり、適正な仕様で購入し配置していく必要がある。</p> <p>今後、端末更新計画等を適切に運用することにより計画的な購入を進めるとともに、端末購入仕様の最適化を図り、端末購入価格の低減を図っていく必要がある。</p>	<p style="text-align: center;">継続的な安定運用</p>					<p>毎年度更新台数150台 効果額 25,468千円</p>	<p>まちづくり推進部 まちづくり推進課</p>
		<p style="text-align: center;">計画的な端末更新</p>						
		<p>・継続的な安定運用</p> <p>・基準額 23,490千円 ・端末購入費17,123千円 ・PC150台 ・効果額 6,367千円</p>	<p>・基準額 23,490千円 ・端末購入費17,123千円 ・PC150台 ・効果額 6,367千円</p>	<p>・基準額 23,490千円 ・端末購入費17,123千円 ・PC150台 ・効果額 6,367千円</p>	<p>・基準額 23,490千円 ・端末購入費17,123千円 ・PC150台 ・効果額 6,367千円</p>	<p>・基準額 23,490千円 ・端末購入費17,123千円 ・PC150台 ・効果額 6,367千円</p>	<p>■令和4年度取組内容</p> <p>○発注仕様を海外メーカー（Lenovoジャパン等）を加えたところ、基準額における単価（156,600円）より低価格（152,350円）で調達できたが、端末配置計画に基づき10台多く購入したこと、世界的な物価高騰や、Microsoft officeのライセンス価格上昇により端末購入費は886千円の増となった。</p> <p>○海外メーカーであるヒューレットパッカード社製の端末を調達したことで、端末1台あたりの調達価格（単価）を下げる事ができた。</p> <p>○想定していた費用削減効果額が得られなかったのは、エネルギーや原材料価格の高騰による物価高騰の影響のほか、ソフトウェア「Microsoft Office」の調達方法変更（「ボリュームライセンス」の取扱終了に伴う「CSPプログラム」による調達）に伴う価格上昇があげられる。</p>	<p>■令和4年度達成内容</p> <p>○端末購入費の抑制に取り組んだものの、物価高騰等の要因により目標未達成となった。</p> <p>効果額：△886千円</p>
		<p style="text-align: center;">委員会等の委員数・報奨金等の見直し</p>					<p>委員数及び構成員の見直しによる事業経費の削減</p>	<p>まちづくり推進部 まちづくり推進課</p>
		<p>・委員会等の実態の詳細について調査把握</p>	<p>・委員会等の実態調査結果分析見直し方針決定</p>	<p>・委員会等の委員見直しによる報償費削減</p>	<p>・委員会等の委員見直しによる報償費削減</p>	<p>・委員会等の委員見直しによる報償費削減</p>		
4.4 各種委員会等の委員数等の見直し	<p>令和元年8月時点に実施された各種委員会等に係る報奨金等調査では、全庁54の委員会における委員数、報奨金等の状況を把握した。各委員会等の委員数については、その設置目的に沿った委員数を設置するものであり、また、報奨金等の金額算定の根拠についても、会議の性質や会議開催時間等を考慮し、それぞれに設定されているところである。</p> <p>課題としては、合併前の町域数等を考慮し委員数を設定していると思われる委員会等については、登米市として一体感を持った取組をする上でも見直しを行い、適正な人数の設定を行う必要がある。</p>	<p>■令和4年度取組内容</p> <p>○令和3年度に調査を行った各種委員会等に係る報奨金等については、全庁54の委員会について取りまとめたもので、委員数が最小で3名、最大で19名となっている状況にあり、平均すると9名となっている。</p> <p>○報償金については、日額で委員長等が最小4,500円～最大で16,000円となっており、委員においては、日額で最小1,800円～最大9,000円となっていた。</p> <p>○各種委員会については、設置目的に沿った委員数を設置しているものであり、報奨金等の金額算定の根拠についても、会議の性質や会議開催時間等を考慮し、それぞれに設定されていた。</p> <p>○見直しについては、各種委員会の担当所管課と引き続き検討を行っていく。</p>					<p>■令和4年度達成内容</p> <p>○各種委員会等の調査結果の分析を行ったが、見直し方針の策定までには至らなかった。</p>	<p>■令和4年度達成状況</p> <p>B：取り組んだが、年度計画未達成</p>

(3) 協働、連携による取組の推進

- ①市民活動の支援によるまちづくりの推進
 - ・地域の担い手の育成、まちづくりの推進

実行プログラム	取組概要	年度別スケジュール					達成指標	所管部局
		R3	R4	R5	R6	R7		
4.5 コミュニティ組織の育成と地域づくりの推進	<p>人口減少及び高齢化の著しい社会情勢において、市民と行政の協働のもとに地域の維持・活性化を図るため、集落支援員やコミュニティ組織の職員及び役員等の育成支援は重要な取組である。</p> <p>現在、地域づくりを主体的に担うための人的支援として市内21コミュニティ組織に集落支援員を設置しており、地域づくり計画の策定（見直し）及び計画に基づく事業の実施等を担う人材として、コミュニティ組織の中で位置付けられている。</p> <p>これまで、集落支援員のスキルアップを目的とした定期ミーティングや研修会の実施、地域づくり事業の事例発表会等を行ってきたが、本来の目的である地域の維持・活性化を図るための地域課題の洗い出し、解決に導くための各種事業の実施には結びついていないのが現状で、マンネリ化している従来のイベント・集客型の事業から脱却が課題となっている。</p> <p>また、行政とコミュニティ組織等を繋ぐ中間支援組織であるため市民活動プラザは、地域づくりのアドバイザーとしての役割を担いながら、地域づくりに対する取組を支援している。</p>	<p style="text-align: center;">集落支援員を含むコミュニティ組織の職員及び役員等を対象とした事業の実施及び とめ市民活動プラザと連携しての活動支援</p>					<p>課題解決型事業実施の拡充 ・集落支援員、コミュニティ職員及び役員等を対象とした定期ミーティングの実施 ・地域づくり事業における課題解決型の取組を促進するための事業の実施</p>	<p>まちづくり推進部市民協働課</p>
		<p>・集落支援員を含むコミュニティ組織の職員及び役員等を対象とした地域づくり定期ミーティングの実施</p> <p>・とめ市民活動プラザと連携してのコミュニティ巡回相談や研修等の実施</p>	<p>・集落支援員を含むコミュニティ組織の職員及び役員等を対象とした地域づくり定期ミーティングの実施</p> <p>・とめ市民活動プラザと連携してのコミュニティ巡回相談や研修等の実施</p>	<p>・集落支援員を含むコミュニティ組織の職員及び役員等を対象とした地域づくり定期ミーティングの実施</p> <p>・とめ市民活動プラザと連携してのコミュニティ巡回相談や研修等の実施</p>	<p>・集落支援員を含むコミュニティ組織の職員及び役員等を対象とした地域づくり定期ミーティングの実施</p> <p>・とめ市民活動プラザと連携してのコミュニティ巡回相談や研修等の実施</p>	<p>・集落支援員を含むコミュニティ組織の職員及び役員等を対象とした地域づくり定期ミーティングの実施</p> <p>・とめ市民活動プラザと連携してのコミュニティ巡回相談や研修等の実施</p>		
		<p>■令和4年度取組内容</p> <p>○市内21コミュニティ組織の事務職員及び集落支援員を対象とした地域づくりミーティングを開催し、コミュニティ職員としての意識啓発と、地域づくり事業の事例紹介等により組織間の情報共有を図った。</p> <p>○市内21コミュニティ組織を対象に、職員2名体制で巡回相談会及び不定期での巡回訪問を実施した。研修会等については、とめ市民活動プラザへの委託事業の中で実施した。</p> <p>○市職員ととめ市民活動プラザ職員が、それぞれに行ったコミュニティへの巡回訪問で聞き取りした事業の進捗や懸案事項について、例月の定期報告会の中で情報共有することにより、コミュニティ組織へのきめ細かな対応が可能となった。</p>					<p>■令和4年度達成内容</p> <p>○定期ミーティング…6回 ○巡回相談…市:112回、プラザ:210回 ○研修会等…13回</p>	<p>■令和4年度達成状況</p> <p>A：年度計画どおりの達成状況</p>

実行プログラム	取組概要	年度別スケジュール					達成指標	所管部局
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7		
4.6 市政情報の発信強化	<p>市政に対する市民の理解を深め、開かれた行政運営を推進するためには、市民と行政が積極的に情報の共有化を図っていく必要がある。効果的な方法で分かりやすい情報提供が求められるため、各種情報発信ツールの特性を理解し、即時性を活かした安定的で継続的な発信ができるよう体制を構築し、適時・的確に情報を発信していかなければならない。また、携帯電話等へのメール配信は、迅速かつ確実に情報伝達できるツールであるため、災害時等の有効な情報取得手段であることについて、さらなる周知・啓発に取り組む必要がある。</p>	<p>情報発信ツールを生かした情報提供の充実</p> <p>メール配信サービスによる適切な情報発信と登録の推進</p>					<p>・ホームページ目標アクセス数：420万件（令和7年度）</p> <p>・メール配信サービス登録者数：3万件（令和7年度）</p>	<p>まちづくり推進部 まちづくり推進課</p>
		<p>・情報発信ツールの特徴を活かした情報提供の充実</p> <p>・メール配信サービスによる適正な情報発信と登録の推進</p>	<p>・情報発信ツールの特徴を活かした情報提供の充実</p> <p>・メール配信サービスによる適正な情報発信と登録の推進</p>	<p>・情報発信ツールの特徴を活かした情報提供の充実</p> <p>・メール配信サービスによる適正な情報発信と登録の推進</p>	<p>・情報発信ツールの特徴を活かした情報提供の充実</p> <p>・メール配信サービスによる適正な情報発信と登録の推進</p>	<p>・情報発信ツールの特徴を活かした情報提供の充実</p> <p>・メール配信サービスによる適正な情報発信と登録の推進</p>	<p>■令和4年度取組内容</p> <p>○ホームページは、緊急情報としてトップページ最上部に「新型コロナウイルス関連情報」「新型コロナウイルスワクチン接種関連情報」「災害情報」へのリンクを掲載。利用者が必要とする情報に無理なくたり着けるようサイト内の構成に配慮した。</p> <p>○メール配信サービスは、防災、防犯情報を中心に随時配信するとともに、登録者の増加に向けて広報紙、FM、チラシ配布など各種媒体による周知を行った。</p> <p>○ホームページのアクセス数は、おかしりモネと新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、令和2年度以降のアクセス数が大幅に増加した。令和4年度は前年に比べて減少したが、令和元年度以前と比較すると高い水準となっている。</p> <p>○メール配信サービスは登録者が減少した月があるなど、年間の登録者数は351人増に留まった。要因として、R3にLINEアカウントを開設。防災、防犯情報だけでなく、各種のお知らせなども投稿される身近なアプリケーションであるLINEへの登録が進んだものと考えられる。</p>	
4.7 広聴活動の充実	<p>多くの市民の声を行政運営に反映させるため、パブリックコメント制度や市政モニター制度を活用しているが、パブリックコメント制度においては、公表した施策に対する提出意見が少ない状況であり、認知度が不足していると考えられる。また、市政モニター制度においては、会議時や連絡票により、モニター自身が日頃感じていること、気付いたことなどを中心に自発的に意見をいただいており、今後も多種多様化する住民ニーズを把握しながら、施策立案への活用や市民目録での事務事業の執行につなげていくため、全庁で情報を共有していく必要がある。</p>	<p>意見聴取による行政運営の改善</p>					<p>市民生活等に広く影響を及ぼす条例や施策を立案する場合のパブリックコメントと市政モニターの複合的な活用</p>	<p>総務部市長公室</p>
		<p>・適正なパブリックコメントの実施</p> <p>・効果的な市政モニターの意見の活用</p>	<p>・適正なパブリックコメントの実施</p> <p>・効果的な市政モニターの意見の活用</p>	<p>・適正なパブリックコメントの実施</p> <p>・効果的な市政モニターの意見の活用</p>	<p>・適正なパブリックコメントの実施</p> <p>・効果的な市政モニターの意見の活用</p>	<p>・適正なパブリックコメントの実施</p> <p>・効果的な市政モニターの意見の活用</p>	<p>■令和4年度取組内容</p> <p>○意見公募手続：各種計画、条例4件を公表し、提出された意見に対する本市の考え方を公表した。</p> <p>○市政モニター：新型コロナウイルス感染症対策のため会議は開催せず、市政モニターから提出された連絡票等での意見・要望等について随時受付し回答した。寄せられた意見・要望等への回答は、関係部署に周知するとともに、他の広聴事業で寄せられた意見・要望等と併せて全庁で情報を共有した。</p> <p>○市政モニターからの意見等については、提供時期や回数を制限することなく、更に電子メールなど複数の手段で提供いただくことで、市民目録による忌憚のない意見等をいただくことができた。</p>	
4.8 まちづくり市民意向調査（満足度）の実施	<p>第一次登米市総合計画の策定に当たり、平成17年8月に第1回目の市民意向調査を実施した。その後、登米市総合計画における施策の実施状況について、概ね3年ごとに市民意向調査を実施している。</p> <p>なお、第4回調査の時期については、平成26年度に実施を予定していたが、平成28年度を初年度とする第二次登米市総合計画の策定作業を早期に着手することとなり、策定の基礎データとして活用するため、平成26年1月に前倒して実施している。</p> <p>・第5回調査：平成28年度 49項目、対象5,000人（回収率44.5%、満足度全体平均2.55）</p> <p>・第6回調査：平成31年度 58項目、対象5,000人（回収率32.1%、満足度全体平均2.50）</p> <p>課題としては、各年代層で全体的に回収率は低下しており、特に30代までの年代層の回収率が低い傾向にあり、市政への関心が影響していると考えられる。今後の人口減少対策の重要性などを踏まえ、特に30代までの年代層の回収率向上を図る必要がある。第4回調査までは回収率向上のため、行政区長配布及び行政区長回収の方法により実施していたが、行政区長及び市民の一部から郵送対応の要望もあり、県及び県内の主な市の同様の調査の状況を調べた結果、県民意識調査をはじめ、ほとんどが郵送による配布及び回収となっていることから、第5回調査は区長配布・郵送回収、第6回調査は郵送配布・郵送回収。</p>	<p>実施・分析</p>					<p>・調査票回収率40.0%を目標とする。</p> <p>・第一次総合計画のまちづくりの基本方向の評価項目は49</p> <p>・第二次総合計画のまちづくりの基本政策の評価項目は58</p>	<p>まちづくり推進部 まちづくり推進課</p>
		<p>■令和4年度取組内容</p> <p>令和4年度の取組はなし。</p>					<p>■令和4年度達成内容</p> <p>-</p>	

②公民連携の推進

・民間委託と民営化の推進

実行プログラム	取組概要	年度別スケジュール					達成指標	所管部局	
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7			
49 保育所・幼稚園の民営化の検討	<p>平成27年3月に策定した登米市子ども・子育て支援事業計画に基づき、教育・保育の一体的な提供を推進してきており、令和2年4月から計画期間とする第二期登米市子ども・子育て支援事業計画においても登米市市立幼稚園・保育所再編方針に基づき、引き続き教育・保育の一体的な提供を推進することとしている。</p> <p>民間による認定こども園の推進により、平成27年度8施設あった公立保育所(園)は、令和2年度までに5施設、14施設あった公立幼稚園は、9施設となり、公立幼稚園、保育所の再編が進んだが、保育所での待機児童の発生や幼稚園の定員割れなどに対応するため、引き続き施設再編・整備や民営化等を推進する必要がある。</p>	施設再編・整備に伴う認定こども園と民間への経営移譲の推進					施設再編、認定こども園設置に伴う民営化の推進	<p>福祉事務所子育て支援課 教育部学校教育課</p>	
		<p>・施設再編、認定こども園設置に伴う保育所、幼稚園の経営移譲及び民設認定こども園の対象地域との調整</p>	<p>・施設再編、認定こども園設置に伴う保育所、幼稚園の経営移譲及び民設認定こども園の対象地域との調整</p>	<p>・施設再編、認定こども園設置に伴う保育所、幼稚園の経営移譲及び民設認定こども園の対象地域との調整</p>	<p>・施設再編、認定こども園設置に伴う保育所、幼稚園の経営移譲及び民設認定こども園の対象地域との調整</p>	<p>・施設再編、認定こども園設置に伴う保育所、幼稚園の経営移譲及び民設認定こども園の対象地域との調整</p>			<p>・施設再編、認定こども園設置に伴う保育所、幼稚園の経営移譲及び民設認定こども園の対象地域との調整</p>
50 放課後児童クラブの民営化の検討	<p>平成29年3月に策定した登米市放課後児童クラブ等設置・運営方針に基づき、「各小学校への放課後児童クラブの整備」、「放課後児童支援員等の確保と質の向上」、「放課後子ども教室との一体的な事業運営」についての3つの視点に着目しながら、民営化に向けた検討を行ってきたが、適当な施設がないため児童をバスで送迎して実施しているなどの課題のほか、施設によっては老朽化に伴い修繕や建て替えが必要であるなど、実施施設面での課題もある。</p>	放課後児童クラブの民営化に向けた検討					児童館の指定管理と併せた放課後児童クラブの民営化の推進	<p>福祉事務所子育て支援課</p>	
		<p>・児童館指定管理と併せた放課後児童クラブの民営化に向けた検討</p>	<p>・児童館指定管理と併せた放課後児童クラブの民営化に向けた検討</p>	<p>・児童館指定管理と併せた放課後児童クラブの民営化に向けた検討</p>	<p>・児童館指定管理と併せた放課後児童クラブの民営化に向けた検討</p>	<p>・児童館指定管理と併せた放課後児童クラブの民営化に向けた検討</p>			<p>・児童館指定管理と併せた放課後児童クラブの民営化に向けた検討</p>
51 衛生センターの包括的民間委託の推進	<p>衛生センターは効率的な施設運営のため、平成25年度から運転管理業務を民間委託しているが、更に令和2年度からは、し尿収集の受付業務や窓口対応、手数料賦課などの業務についても委託範囲を拡大し、民間委託を行っている。</p> <p>委託業務の更なる効率化を図るため、平成2年度から施設の運転管理業務に下記拡大項目を加え、民間委託を行っており、今後も委託範囲を拡大していく。</p> <p>拡大項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・し尿及び汚泥の収集管理 ・し尿収集手数料徴収 ・し尿収集申込受付・窓口対応 ・汚泥肥料販売・在庫管理 ・し尿収集管理システムの構築 	委託業務の実施(R3~R6)					委託業務の実施	<p>委託範囲の拡大によるコスト削減と、職員の配置転換による人材の有効活用</p> <p>令和元年比、△5,311千円/年(電算システム構築を除く)</p> <p>・効果額5,311千円×4年=21,244千円</p>	<p>環境事業所衛生センター</p>
		<p>・委託業務の実施(効果額5,311千円)</p>	<p>・委託業務の実施(効果額5,311千円)</p>	<p>・委託業務の実施(効果額5,311千円)</p>	<p>・委託業務の実施(効果額5,311千円)</p>	<p>・新たな委託の実施</p>			

5 2 指定管理者制度の推進等	<p>これまでは、公共施設管理運営に関する検討書により指定管理者制度の導入を推進し、市民サービスの向上を図ってきた。</p> <p>本市の財政が極めて厳しい状況に置かれている中、公共施設の維持管理費をいかにして捻出していくかが、喫緊の課題となっており、施設の老朽化に伴う大規模修繕等への対応が困難になることが見込まれている。</p> <p>今後は、登米市公共施設等総合管理計画との整合性を図りながら指定管理者制度を推進するとともに、施設の統廃合、民間等への譲渡及び貸付を推進する必要がある。</p>	指定管理者制度の推進及び順次導入					<p>・3施設への制度導入</p> <p>・充当することによる積立額 39,545千円</p> <p>・納付金による積立額 6,725千円</p> <p>・施設の統廃合、民間等への譲渡及び貸付による指定管理料の削減</p>	まちづくり推進部 まちづくり推進課
		登米市公共施設等総合管理計画に基づいた指定管理施設の統廃合及び譲渡等の実施						
		<p>・新規導入予定施設数1施設（登米市津山運動広場）</p> <p>・充当することによる積立額：7,909千円</p> <p>①米山産地形成促進施設：638千円、②豊里地域産物活用施設：622千円、③道の駅三滝堂地域活性化施設：5,688千円、④南方産地形成促進施設：550千円（見込み）、⑤石越高森公園：411千円（見込み）</p> <p>・納付金による積立額：1,345千円（道の駅三滝堂地域活性化施設：1,345千円（見込み））</p> <p>・統廃合及び譲渡等の実施</p>	<p>・充当することによる積立額：7,909千円</p> <p>①米山産地形成促進施設：638千円、②豊里地域産物活用施設：622千円（見込み）、③道の駅三滝堂地域活性化施設：5,688千円（見込み）、④南方産地形成促進施設：550千円（見込み）、⑤石越高森公園：411千円（見込み）</p> <p>・納付金による積立額：1,345千円（道の駅三滝堂地域活性化施設：1,345千円（見込み））</p> <p>・統廃合及び譲渡等の実施</p>	<p>・新規導入予定施設数1施設（高森パークゴルフ場）</p> <p>・充当することによる積立額：7,909千円</p> <p>①米山産地形成促進施設：638千円（見込み）、②豊里地域産物活用施設：622千円（見込み）、③道の駅三滝堂地域活性化施設：5,688千円（見込み）、④南方産地形成促進施設：550千円（見込み）、⑤石越高森公園：411千円（見込み）</p> <p>・納付金による積立額：1,345千円（道の駅三滝堂地域活性化施設：1,345千円（見込み））</p> <p>・統廃合及び譲渡等の実施</p>	<p>・充当することによる積立額：7,909千円</p> <p>①米山産地形成促進施設：638千円（見込み）、②豊里地域産物活用施設：622千円（見込み）、③道の駅三滝堂地域活性化施設：5,688千円（見込み）、④南方産地形成促進施設：550千円（見込み）、⑤石越高森公園：411千円（見込み）</p> <p>・納付金による積立額：1,345千円（道の駅三滝堂地域活性化施設：1,345千円（見込み））</p> <p>・統廃合及び譲渡等の実施</p>	<p>・充当することによる積立額：7,909千円</p> <p>①米山産地形成促進施設：638千円（見込み）、②豊里地域産物活用施設：622千円（見込み）、③道の駅三滝堂地域活性化施設：5,688千円（見込み）、④南方産地形成促進施設：550千円（見込み）、⑤石越高森公園：411千円（見込み）</p> <p>・納付金による積立額：1,345千円（道の駅三滝堂地域活性化施設：1,345千円（見込み））</p> <p>・統廃合及び譲渡等の実施</p>		
		<p>■令和4年度取組内容</p> <p>○対象施設の増加により、充当見込額を上回る修繕基金積立（充当金積立金）を行った。</p> <p>○収益の増加により、充当見込額を上回る修繕基金積立（納付金積立金）を行った。</p> <p>○販売強化の取組による収益の増加により、計画を上回る修繕基金積立（納付金積立金）を達成することができた。</p> <p>○納付金制度等による修繕基金積立金の造成により、制度対象施設の維持管理の安定化が図られている。</p> <p>○対象施設が増加したことにより、計画を上回る修繕基金積立（充当金積立金）が実現できた。</p> <p>○納付金制度等による修繕基金積立金の造成により、制度対象施設の維持管理の安定化が図られている。</p>						
<p>■令和4年度達成状況</p> <p>S：年度計画を超えた達成状況</p>								

・多様な主体との連携強化

実行プログラム	取組概要	年度別スケジュール					達成指標	所管部局	
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7			
5 3 地域プラットフォームの活用	<p>人口減少及び少子高齢化等の人口動態の変化が進む中で、厳しい財政環境を踏まえ、公共施設・サービス等の効率化且つ効果的な整備・維持・更新が求められている。</p> <p>このような背景を踏まえ、今後の社会資本整備に不可欠な民間の創意工夫等を活かした公民連携による登米市らしい持続可能なまちづくりを実現するため、公民連携地域プラットフォームを形成し、真に必要な社会資本の整備・維持管理・更新を着実に実施する。</p>	個別計画の実施					<p>PPP/PFI手法を用いた施設整備</p> <p>■R 3～R 7 5施設</p>	総務部総務課	
		計画検証・見直し							
		事業スキーム（事業方式・形態・範囲・期間等）、支援措置、現行制度、リスク分担に関する検討、市場調査	事業スキーム（事業方式・形態・範囲・期間等）、支援措置、現行制度、リスク分担に関する検討、市場調査	設計要件・発注要件の整理	発注手続き、設計施工	運営・維持管理			
		<p>■令和4年度取組内容</p> <p>○PPPの手法を検討したが、過疎対策債を活用することに変更を行い、事業の進捗を図った。</p> <p>○公共施設等の適正配置とまちづくりに資する公民連携事業の実行に向けた取組を行おうとしたが、目標値に届かなかった。</p>							<p>■令和4年度達成内容</p> <p>○PPPの手法を検討したが、過疎対策債を活用することに変更を行い、事業の進捗を図った。</p>
					<p>■令和4年度達成状況</p> <p>B：取り組んだが、年度計画未達成</p>				

③自治体間連携の推進

・近隣自治体とのICT利用環境の共有化

実行プログラム	取組概要	年度別スケジュール					達成指標	所管部局
		R3	R4	R5	R6	R7		
54 電子申請サービスの推進	<p>電子申請システムの導入については、費用負担等を考慮し、宮城県及び市内24市町村が参加する宮城県電子自治体推進協議会において共同調達し、平成22年10月からシステム運用を開始、サービス提供を行っている。19の行政手続きに加え、新たに職員に対する内部アンケート（情報セキュリティチェック）の手続を拡充し、20手続での運用を行っているが、携帯電話やスマートフォンからの申請受付や拡充及び見直しを行う。</p> <p>また、他自治体の事例などを参照し、電子申請システムの操作・様式作成等の研修や情報提供を積極的に実施して周知を図る。</p>	<p>継続的な安定運用</p> <p>申請メニューの拡充</p> <p>申請件数の拡大</p>					<p>電子申請対象手続き数 申請メニューの拡充 10項目 申請件数の拡大 令和元年実績700件の毎年度5%増</p>	<p>まちづくり推進部 まちづくり推進課</p>
		<p>申請メニューの拡充2項目 申請件数の拡大735件 (700件の5%増)</p>	<p>申請メニューの拡充2項目 申請件数の拡大735件 (700件の5%増)</p>	<p>申請メニューの拡充2項目 申請件数の拡大805件 (700件の5%増)</p>	<p>申請メニューの拡充2項目 申請件数の拡大840件 (700件の5%増)</p>	<p>申請メニューの拡充2項目 申請件数の拡大875件 (700件の5%増)</p>		
55 自治体クラウド導入やICT機器等の共同調達の実施	<p>自治体クラウドの導入やICT機器等の共同調達の実施については、宮城県及び市内34市町村が参加する宮城県電子自治体推進協議会において、検討事項として継続した協議が進められている。</p> <p>本市では、平成28年4月に住民情報系を含む基幹系システムを更新した際に、クラウドシステムにより運用を開始している。県内には本市と同じベンダーのシステムを調達している市町村が本市を含め10市町村あり、今後、それらの市町村と共同化する業務システム、要件定義、帳票などの差異を確認し、最終的に共同利用する市町村間で協定書を締結し運用を図ることとなる。</p> <p>また、ICT機器等の共同調達は自治体によって機器構成や設定が異なるなど仕様の統一が難しいことから、自治体クラウドを推進するための協議会などで協議が進められ、共同利用されることになったシステムの端末などから検討するなど、契約方法や支出方法を含めた検討を協議会を中心に進める必要がある。</p>	<p>他自治体との協議</p> <p>自治体クラウドの実施</p>					<p>自治体クラウドの導入 電子自治体協議会における協議 協議を重ね合意形成を図り協定締結</p>	<p>まちづくり推進部 まちづくり推進課</p>
		<p>・導入に向けた検討</p>	<p>・自治体クラウドによる行政システムの導入</p>	<p>・共同調達による機器調達</p>	<p>・共同調達による機器調達</p>	<p>・共同調達による機器調達</p>		

・近隣自治体との事務事業等の連携

実行プログラム	取組概要	年度別スケジュール					達成指標	所管部局
		R3	R4	R5	R6	R7		
56 市町村の消防の広域化(高機能消防指令センターの共同運用)	<p>平成18年の「消防組織法の一部を改正する法律」の公布・施行と同年「市町村の消防の広域化に関する基本指針」が告示され、その中で市町村の消防の広域化の必要性が規定された。背景として、小規模な消防本部においては、出勤態勢、保有する消防車両、専門要員の確保に限界があることや、組織管理や財政運営面での厳しさが指摘されることがあるなど、消防の体制としては必ずしも十分でない場合があるとし、消防力の維持・強化には、広域化が最も有効な手段としている。平成30年4月に「市町村の消防の広域化に関する基本指針」の一部改正があり、大規模災害等が発生する懸念の高まりなどから、広域化の推進期限を令和6年4月1日として、その取り組みに対し財政措置が講じられることとなった。</p> <p>消防の広域化にあたっては、宮城県消防広域化推進計画への登載が定められており、宮城県では平成20年12月に県内3ブロック(県北、県中、県南)体制とする「宮城県消防広域化推進計画」が策定された。その後、平成26年12月岩沼市、亘理町及び山元町を「消防広域化重点地域」に指定、平成31年4月1日付けで、「あぶくま消防本部」として発足した。しかしながら県内消防本部を、県南、県中、県北の3ブロックとする取り組みについては、進んでいない現状である。この消防本部の広域化とは別に宮城県総務部消防課が事務局となり、県内消防本部の消防指令業務共同運用の要否、共同化の組合せ及び方式、導入時期、整備経費などを調査、検討する組織として「宮城県消防指令業務共同運用検討委員会」を設置した。この検討委員会は、県総務部消防課及び県内各消防本部職員で構成され、今後同検討委員会が開催されていくこととなる。</p>	<p>宮城県消防指令業務共同運用検討委員会等での協議、検討</p>					<p>登米市消防本部高機能消防指令センター機器の全部更新工事</p>	<p>消防本部消防指令課</p>
		<p>令和4年度取組内容</p> <p>○令和3年3月25日、第2回宮城県消防指令業務共同運用検討委員会において、登米市消防本部、気仙沼・本吉地域消防本部及び石巻地区消防本部の3消防本部が指令業務共同化を目指すことが確認された。このことから、3消防本部は、令和4年4月1日に「宮城県東部消防連携・協力推進委員会」を設置し、共同運用の方式、共同指令センターの設置場所及び設置方法について協議を重ね、令和4年12月定期議会において「宮城県東部消防通信指令事務協議会」設置について議会の議決を得て、令和4年12月23日、1市2広域行政事務組合の首長が協議書を交わし、令和5年1月に県へ協議会設置の届出を提出した。</p>						

5.7 航空写真共同撮影による委託経費の削減	<p>3年に一回の固定資産税評価替えに伴い課税の適正な実施のため、土地の利用状況等の変化や家屋の新・増築、取り壊し等を捕捉するため航空写真の撮影を行っているが、3年に一回とは言え多額の費用が発生するため費用削減方法を検討する必要がある。</p> <p>撮影には多額の費用が発生するが、少しでも費用を削減するため、登米市と同一のシステムを導入している近隣自治体と連携を図り、撮影時期を合わせた共同の航空写真撮影を行うことによって費用の削減を図る。</p>	共同撮影の実施	次回撮影の準備期間	共同撮影の実施	次回撮影の準備期間	航空写真共同撮影による委託経費の削減 ・効果額（R3、R6年度目標額合計）4,000千円	総務部税務課	
		<ul style="list-style-type: none"> ・近隣自治体との事務調整 ・共同撮影の実施 ・事務等の課題整理 ・効果額2,000千円 	<ul style="list-style-type: none"> ・課題の整理 ・次回撮影に向けた近隣自治体との協議 	<ul style="list-style-type: none"> ・課題の整理 ・次回撮影に向けた近隣自治体との協議 	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣自治体との事務調整 ・共同撮影の実施 ・事務等の課題整理 ・効果額2,000千円 			<ul style="list-style-type: none"> ・課題の整理 ・次回撮影に向けた近隣自治体との協議
		令和4年度取組内容 ○令和6年度の航空写真共同撮影実施に係る近隣自治体との協議に向け、課題の整理を行った。						令和4年度達成内容 ○令和6年度の航空写真共同撮影実施に向け、課題の整理を行った。
						令和4年度達成状況 A：年度計画どおりの達成状況		